

宅地建物取引士関係の手引き

ホームページへのアクセス

「埼玉県／宅地建物取引業者・宅地建物取引士の手続」

検索サイトから、「埼玉県宅建業」と入力検索してください。
または、アドレスバーに以下を入力してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/takken.html>

県受付時間

月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

9:00～11:30

13:00～16:45

※ お昼は受付できません。

12時～13時は、お問い合わせも御遠慮ください。

県窓口

埼玉県庁 都市整備部 建築安全課 宅建業免許担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

(埼玉県庁内第二庁舎1階)

電話番号 048-830-5492

埼玉県都市整備部建築安全課宅建業免許担当

(令和5年1月改訂)

目次

試験合格から宅地建物取引士証交付までの流れ	1
I 宅地建物取引士資格登録申請	2
1 宅地建物取引士資格登録の要件	2
2 試験合格から1年以内に登録申請する場合	4
3 試験合格から1年を経過して登録申請する場合	6
II 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請(氏名・住所・本籍・勤務先を変更した場合の手続き)	8
III 宅地建物取引士登録移転申請(登録を従事先所在地の都道府県に移転させる手続き)	12
IV 宅地建物取引士証交付申請	14
1 試験合格後1年以内で、宅地建物取引証の交付を受けていない場合	14
2 試験合格後1年を経過し、宅地建物取引士証の交付を受けていない場合	15
3 宅地建物取引士証の有効期間を更新する場合	15
4 有効期間満了後に、改めて宅地建物取引士証を取得する場合	15
5 埼玉県指定以外の法定講習を受講したい場合	17
V 宅地建物取引士証再交付申請、紛失届(宅建士証をなくした場合の手続き)	18
1 宅地建物取引士証再交付申請	19
2 紛失届	20
VI 宅地建物取引士死亡等届出(死亡・破産・犯歴等欠格事由に該当した場合の手続き)	21
VII 宅地建物取引士資格登録消除申請(死亡・破産等以外で、自ら資格登録を消除する手続き)	22
VIII 宅地建物取引士関係の電子申請について	23
IX 宅地建物取引士資格の手続きについての Q&A	25
申請書類の記入例	33
市区町村コード・免許権者コード表	46
様式集	47

試験合格から宅地建物取引士証交付までの流れ

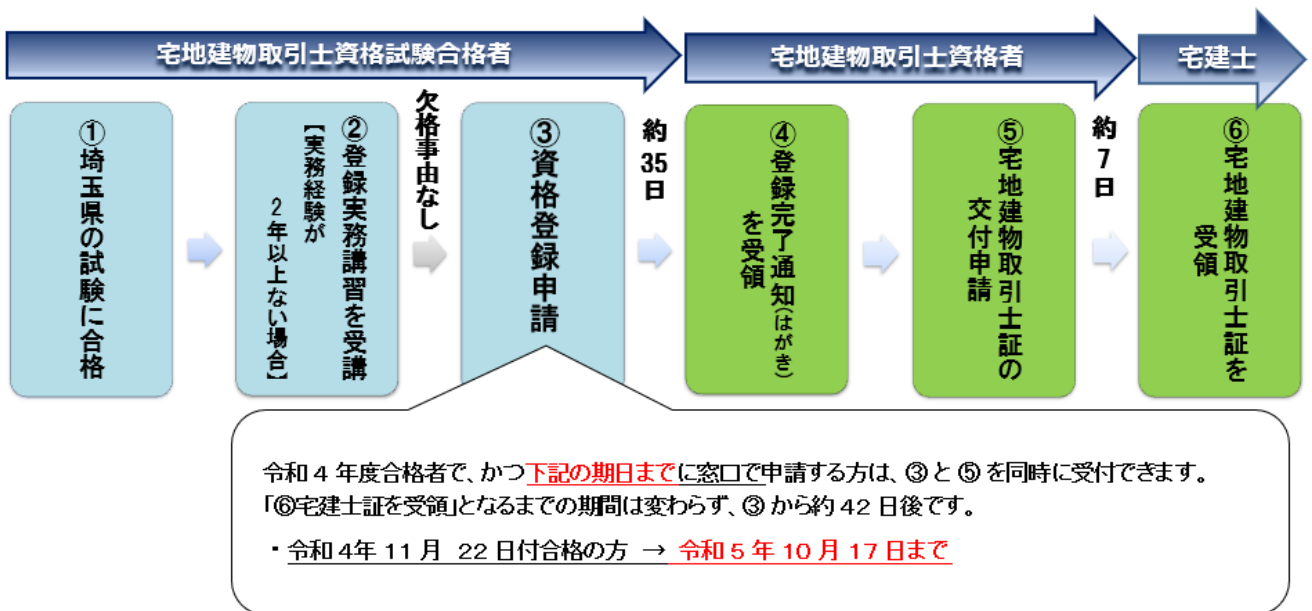
宅建士試験に合格した方で、資格登録の要件を満たす方は、試験合格地の都道府県に登録申請できます。(法第18条)

埼玉県の場合、合格から1年以内で、一定の期日までに窓口で登録申請をする場合、宅地建物取引士証交付申請書類を同時に提出できます。この場合、提出から約42日で宅建士証が交付されます。同時に提出できる期限は、毎年、県ホームページに掲載しています。

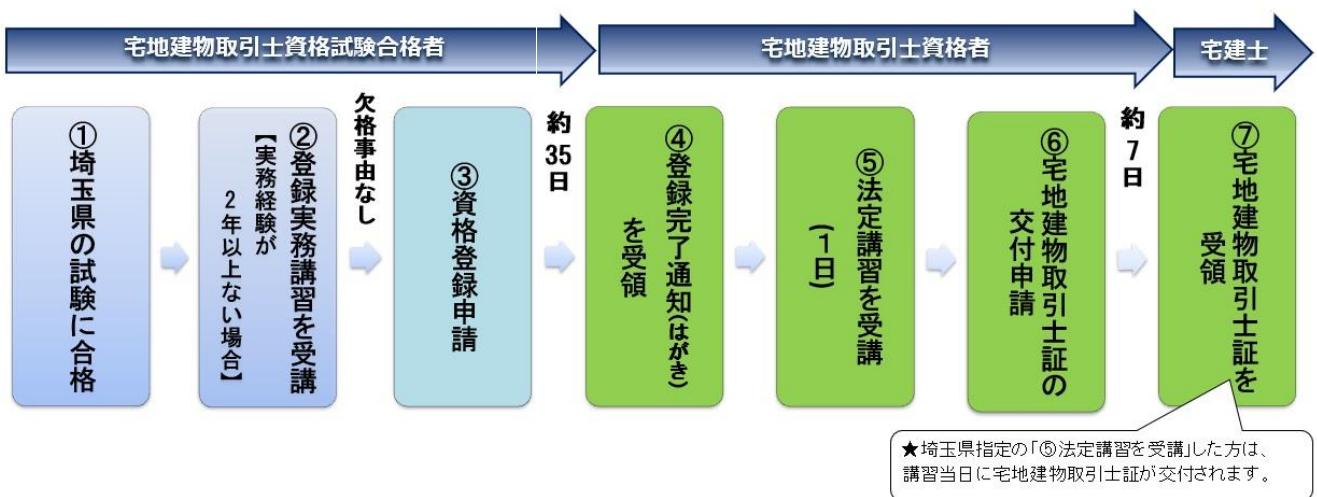
合格から1年以上経過している場合、登録申請から約35日後に登録完了通知(はがき)を送ります。通知受領後、埼玉県指定の法定講習を受講することで、宅建士証の交付を受けることができます。

○合格から宅建士証交付まで(フロー図)

●合格から1年以内の場合(令和4年度試験合格の例)



●合格から1年以上経過している場合



I 宅地建物取引士資格登録申請

1 宅地建物取引士資格登録の要件

登録申請するには、下記①～③をすべて満たす必要があります。

① 埼玉県で宅地建物取引士資格試験に合格した

(埼玉県以外で合格した方は、合格した都道府県に登録申請してください。)

② 次のア～ウのいずれかに該当する

ア 免許を受けた宅建業者において、宅地又は建物の取引に関し、2年以上の実務経験を有する

イ 国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人において、宅地又は建物の取得又は処分の業務に2年以上従事した

ウ 登録実務講習実施機関が実施する登録実務講習を修了した

③ 宅地建物取引業法第18条第1項各号の欠格要件に該当しない(下表)

法第18条第1項	欠格事由
第1号	未成年者(宅建業の営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない者)
第2号	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第3号	法第66条第1項第8号(不正手段による免許)又は第9号(情状が特に重いとき、または業務停止処分に違反したとき)により免許を取り消され、5年を経過しない者(法人の場合は、聴聞公示日前60日以内に役員であった者で取り消しの日から5年を経過しないもの)
第4号	法第66条第1項第8号又は第9号に該当するとして取消処分の聴聞公示日から、処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第11条第1項第5号(宅建業の廃止)の届出があったもの(廃止について相当の理由があるものを除く)で届出日から5年を経過しないもの
第5号	法第5条第1項第4号(第66条第1項第8号又は第9号に該当するとして取消処分の聴聞公示日から、処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に合併により消滅した法人等の聴聞公示日前60日以内に役員であったもので合併による消滅から5年を経過しないもの)に該当するもの
第6号	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
第7号	宅建業法又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法(傷害、脅迫等※)若しくは暴力行為等の処罰に関する法律により、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は受けることがなくなってから5年を経過しない者※刑法第204条(傷害)第206条(傷害助勢)第208条(暴行)第208条の2(凶器準備集合及び結集)第222条(脅迫)第247条(背任)
第8号	暴力団員等
第9号	法第68条の2第1項第2号(宅建士が不正手段により登録)から第4号(専任以外の事務所の専任の名義貸し、宅建士として行う事務に関し不正または著しく不当な行為をし、情状が特に重いときまたは事務禁止処分に違反したとき)、第2項第2号(宅建士証の交付を受けていない者が不正手段により登録)若しくは第3号(宅建士としてのすべき事務を行い、情状が特に重いとき)により、登録消除処分を受け、5年を経過しない者
第10号	法第68条の2第1項第2号から第4号、第2項第2号若しくは第3号のいずれかに該当するとして、登録の消除の処分の聴聞を公示された日から処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録消除を申請した者(登録消除申請に相当の理由がある者を除く)で登録消除処分から5年を経過しない者
第11号	法第68条第2項(1年以内の事務禁止)又は第4項(他の都道府県知事の登録者)規定による禁止の処分を受け、処分の期間中に第22条第1号(本人申請)の規定により登録が消除され、処分の期間が満了しない者
第12号	心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定められたもの(精神の機能の障害により宅建士事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者)

登録実務講習実施機関一覧

詳細は、各実施機関に直接お問い合わせください。

機 関 の 名 称	事 務 所 の 所 在 地 ・ 電 話 番 号
株式会社東京リーガルマインド	東京都中野区中野4-11-10 TEL 03-5913-6310
株式会社日建学院	東京都豊島区池袋2-38-2 COSMY I 5階 TEL 0120-243-229
TAC株式会社	東京都千代田区三崎町3-2-18 TEL 0120-509-117
株式会社総合資格	東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル33階 TEL 03-3340-3081
株式会社九州不動産専門学院	福岡県福岡市中央区天神1-3-38 TEL 092-714-4131
株式会社日本ビジネス法研究所 (日本宅建学院)	東京都千代田区神田須田町2-23-11 TEL 03-3251-6651
一般社団法人TAKKYO	千葉県八千代市ゆりのき台2-5-7 サンメールゆりのき台202号室 TEL 047-481-4155
一般社団法人職能研修会	神奈川県横浜市保土ヶ谷区宮田町1-8-1 川元ビル1階 TEL 045-594-7181
株式会社Social Bridge	大阪府大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル10階 TEL 050-5306-1460
株式会社Ken ビジネススクール	東京都新宿区新宿2-5-12 TEL 03-5326-9294
一般財団法人ハートステーション	神奈川県横浜市中区住吉町6-76-3 TEL 045-228-9063
株式会社プライシングジャパン	埼玉県八潮市大瀬1-1-1 マイナループ1017号 TEL 0120-982-382
株式会社新潟県宅建サポートセンター	新潟県新潟市中央区明石1-3-10 TEL 025-247-1361
宅建ダイナマイト合格スクール株式会社	東京都新宿区四谷三栄町2-14 四ツ谷ビジネスガーデン TEL 03-5935-8744
株式会社おおうら (自習室うめだ)	大阪府大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル2F48号 TEL 06-6225-8976
TOP宅建学院 一般社団法人 日本就職支援協会	東京都渋谷区渋谷2-14-13 TEL 03-3498-0380
株式会社 SAサービス	東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル6階 TEL 03-6265-6838
クオリティオフィス	福岡県福岡市早良区次郎丸2-9-22-201 TEL 070-5533-5661

2 試験合格から1年以内に登録申請する場合

- ・ 窓口、郵送、電子申請での申請を受け付けています。※電子申請する方は P23 参照
- ・ 埼玉県では、一定の期日までに、窓口で登録申請をする場合に限り、宅地建物取引士証交付申請書類を同時に提出することができます。同時に提出できる期限については、建築安全課ホームページをご確認ください。
- ・ 窓口には申請者本人がお越しください。

ア 申請窓口

○(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 さいたま市浦和区東高砂町 6-15 JR 浦和駅東口徒歩 5 分 TEL:048-811-1830	○(公社)全日本不動産協会 埼玉県本部 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-10-4 JR 浦和駅西口徒歩 8 分 TEL:048-866-5225
受付時間：平日（12/29～1/4 を除く）（10:00～11:30、13:00～16:00）	

- ※ 申請窓口は上記 2 団体又は県建築安全課です。いずれの窓口で提出いただいても構いません。審査期間は同じです。（登録完了まで約 35 日。宅建士証交付申請書類を同時に提出した場合、提出から交付まで約 42 日。）郵送で登録申請する場合は、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部あて簡易書留で郵送してください。

イ 登録申請必要書類一覧

①本人確認書類 (郵送の場合は、カラーコピーを提出)	—	(1つでよいもの) 運転免許証、パスポート、写真付き住基カード、マイナンバーカード (2つ以上必要なもの) 健康保険証、年金手帳(証書)、印鑑登録証明書とその登録印等
②宅地建物取引士登録申請書 (様式第五号)	1 部	顔写真を貼付。 (縦 3cm×横 2.4cm、無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真、申請前 6 か月以内に撮影したもの。画像を加工した写真及びポラロイド写真不可。運転免許証の基準を準用します。写真の状態によっては再提出をお願いすることがあります。県庁に写真を撮影できる場所はないので事前にご用意ください。)
③誓約書 (様式第六号)	1 部	—
④身分証明書 (外国籍の場合は不要)	1 部	請求先：本籍地の市区町村役場 発行日から 3 か月以内、ア～ウについて通知を受けていないことが証明されているもの。※1 ア 禁治産又は準禁治産の宣告の通知 イ 後見の登記の通知 ウ 破産宣告の通知
⑤登記されていないことの証明書	1 部	請求先：全国の法務局・地方法務局 (本局) の 戸籍課 発行日から 3 か月以内、成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明されているもの※1
⑥住民票抄本	1 部	請求先：住所地の市区町村役場 外国籍の場合、国籍省略不可、発行日から 3 か月以内、マイナンバーが記載されていないもの。 宅建士証に旧姓併記を希望する場合は、旧氏欄に旧姓が記載されたもの。宅建士証の旧姓併記については、下記※2 をご確認ください。
⑦試験合格証書 (郵送の場合はコピーを提出)	1 部	窓口で原本を提示。合格後氏名変更した方は、変更したことがわかる戸籍抄本を提出してください。
⑧埼玉県収入証紙 37,000 円分	—	登録申請書 (第二面) に貼付。埼玉県収入証紙は、各登録申請窓口 (県庁は第二庁舎地下売店) の他、県内各市町村役場 (さいたま市を除く) などで購入できます。

一覧表は次ページに続きます。

<p>⑨登録資格を証する書面 (右記ア～ウのいずれか)</p>	—	<p>ア 宅地建物取引の実務経験が2年以上ある場合 →実務経験証明書及び原本証明付きの従業者名簿の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者名簿のコピーには、「原本の内容と相違ありません。」と記入し、証明日・業者名・代表者氏名を記載し、代表者印を押印して証明してください。 ・ 実務経験証明書の作成方法について、P36～P37を必ずご確認ください。 ・ 登録通知後、実務経験証明書の内容が事実と相違することが判明した場合、登録消除処分となります。この場合、故意に虚偽の証明を行った業者は、監督処分を受けることになります。 <p>イ 登録実務講習を修了した場合 →登録実務講習修了証</p> <p>ウ 国・地方自治体等において宅地建物の取得又は処分の業務経験が2年以上ある場合 →国・地方自治体等が発行する証明書</p>
<p>⑩【未成年で婚姻していない場合のみ】 営業許可証明書 (埼玉県様式第3号)</p>	1部	<p>法定代理人(親権者等)の氏名は、法定代理人本人が署名してください。登録通知後、法定代理人以外の署名であることが判明した場合、登録消除処分となります。</p>
<p>⑪【未成年で婚姻している場合のみ】戸籍謄本</p>	1部	—

※1 成年被後見人又は被保佐人に該当する方については、提出書類が異なりますので、事前に建築安全課までご相談ください。

※2 宅建士証の旧姓併記について

宅建士証の氏名は、『現姓[旧姓]名前』で記載されます。旧姓を併記した宅建士証の交付を受けた日以降、業務で旧姓を使用できるようになります。例えば、宅建業法第35条及び第37条により交付する書面の記名押印、従業者証明書、従業者名簿及び宅地建物取引業者票における宅建士の氏名などに旧姓を使用(『旧姓 名前』)できます。

※3 郵送により申請する場合は、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部あて、簡易書留で郵送してください。この場合、本人確認書類は、顔写真付きのものカラーコピー、合格証書はコピーを提出してください。(合格証書の原本は送付しないでください。)

ウ 宅建士証交付申請必要書類一覧

※一定の期日までに窓口で登録申請する場合に限り、登録申請と同時に提出できます。

①本人確認書類	—	(1つでよいもの) 運転免許証、パスポート、写真付き住基カード、マイナンバーカード (2つ以上必要なもの) 健康保険証、年金手帳(証書)、印鑑登録証明書とその登録印等
②宅地建物取引士証交付申請書	1部	(様式第七号の二の二)
③埼玉県収入証紙 4, 500円分	—	交付申請書に貼付。埼玉県収入証紙は、各申請窓口の他、県内各市町村役場(さいたま市を除く)などで購入できます。
④顔写真	2枚	2枚は同一のもの。登録申請書類と同時に提出の場合は、登録申請書に貼付した写真と同じもの。1枚は交付申請書に貼付。1枚は貼らずに提出(宅建士証に使用します)。縦3cm×横2.4cm、無帽、正面、上半身、無背景、カラー、申請前6か月以内に撮影したもの。画像を加工した写真及びポラロイド写真不可。運転免許証用写真の基準を準用します。写真の状態によっては、再提出をお願いすることがあります。県庁に写真を撮影できる場所はないので事前にご用意ください。
⑤返信用封筒	—	宅建士証は、簡易書留により送付しますので、返信用封筒(定形サイズ封筒に切手404円分を貼付。料金不足にご注意ください。レターパックは使用しないでください。)をご用意ください。あて先は申請者本人に限ります。窓口受領の場合は不要です。

3 試験合格から1年を経過して登録申請する場合

- ・ 窓口、郵送、電子申請での申請を受け付けています。※電子申請する方は P23 参照
- ・ 窓口には申請者本人がお越しください。

ア 申請窓口

○(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 さいたま市浦和区東高砂町 6-15 JR 浦和駅東口徒歩 5 分 TEL:048-811-1830	○(公社)全日本不動産協会 埼玉県本部 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-10-4 JR 浦和駅西口徒歩 8 分 TEL:048-866-5225
受付時間：平日（12/29～1/4 を除く）（10:00～11:30、13:00～16:00）	

※申請窓口は上記 2 団体又は県建築安全課です。いずれの窓口で提出いただいても構いません。審査期間は同じです。（登録完了まで約 35 日。）。郵送申請する場合は、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部あて簡易書留で郵送してください。

イ 必要書類一覧

①本人確認書類 (郵送の場合は、カラーコピーを提出)	—	(1つでよいもの) 運転免許証、パスポート、写真付き住基カード、マイナンバーカード (2つ以上必要なもの) 健康保険証、年金手帳(証書)、印鑑登録証明書とその登録印等
②宅地建物取引士登録申請書 (様式第五号)	1 部	顔写真を貼付。(縦 3cm×横 2.4cm、無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真、申請前 6 か月以内に撮影したもの。画像を加工した写真及びポラロイド写真不可。運転免許証の基準を準用します。写真の状態によっては再提出をお願いすることがあります。県庁に写真を撮影できる場所はないので、事前にご用意ください。)
③誓約書 (様式第六号)	1 部	—
④身分証明書 (外国籍の場合は不要)	1 部	請求先：本籍地の市区町村役場 発行日から 3 か月以内、ア～ウについて通知を受けていないことが証明されているもの。※1 ア 禁治産又は準禁治産の宣告の通知 イ 後見の登記の通知 ウ 破産宣告の通知
⑤登記されていないことの証明書	1 部	請求先：全国の法務局・地方法務局 (本局) の 戸籍課 発行日から 3 か月以内、成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明されているもの※1
⑥住民票抄本	1 部	請求先：住所地の市区町村役場 外国籍の場合、国籍省略不可、発行日から 3 か月以内、マイナンバーが記載されていないもの。 宅建士証に旧姓併記を希望する場合は、旧氏欄に旧姓が記載されたもの。宅建士証の旧姓併記については、下記※2 をご確認ください。
⑦試験合格証書 (郵送の場合はコピーを提出)	1 部	窓口で原本を提示。合格後氏名変更した方は、変更したことがわかる戸籍抄本を提出してください。
⑧埼玉県収入証紙 37,000円分	—	登録申請書裏面に貼付。埼玉県収入証紙は、各登録申請窓口 (県庁は第二庁舎地下売店) の他、県内各市町村役場 (さいたま市を除く) などで購入できます。

一覧表は次ページに続きます。

<p>⑨登録資格を証する書面 (右記ア～ウのいずれか)</p>	<p>—</p>	<p>ア 宅地建物取引の実務経験が2年以上ある場合 →実務経験証明書及び原本証明付きの従業者名簿の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者名簿のコピーには、「原本の内容と相違ありません。」と記入し、記入年月日・業者名・代表者氏名を記載し、代表者印を押印して証明してください。 ・ 実務経験証明書の作成方法について、P36～P37を必ずご確認ください。 ・ 登録通知後、実務経験証明書の内容が事実と相違することが判明した場合、登録消除処分となります。この場合、故意に虚偽の証明を行った業者は、監督処分を受けることになります。 <p>イ 登録実務講習を修了した場合 →登録実務講習修了証</p> <p>ウ 国・地方自治体等において宅地建物の取得又は処分の業務経験が2年以上ある場合 →国・地方自治体等が発行する証明書</p>
<p>⑩【未成年で婚姻していない場合のみ】 営業許可証明書（埼玉県様式第3号）</p>	<p>1部</p>	<p>法定代理人（親権者等）の氏名は、法定代理人本人が署名してください。登録通知後、法定代理人以外の署名であることが判明した場合、登録消除処分となります。</p>
<p>⑪【未成年で婚姻している場合のみ】 戸籍謄本</p>	<p>1部</p>	<p>—</p>

※1 成年被後見人又は被保佐人に該当する方については、提出書類が異なりますので、事前に建築安全課までご相談ください。

※2 宅建士証の旧姓併記について

宅建士証の氏名は、『現姓〔旧姓〕名前』で記載されます。旧姓を併記した宅建士証の交付を受けた日以降、業務で旧姓を使用できるようになります。例えば、宅建業法第35条及び第37条により交付する書面の記名押印、従業者証明書、従業者名簿及び宅地建物取引業者票における宅建士の氏名などに旧姓を使用（『旧姓 名前』）できます。

※3 郵送により申請する場合は、（公社）全日本不動産協会埼玉県本部あて、簡易書留で郵送してください。この場合、本人確認書類は、顔写真付きのものカラーコピー、合格証書はコピーを提出してください。（合格証書の原本は送付しないでください。）

II 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請(氏名・住所・本籍・勤務先を変更した場合の手続き)

- ・ 資格登録者は、登録事項（氏名、住所、本籍、従事先）に変更が生じた場合、遅滞なく、登録している都道府県に変更登録申請をしなければなりません（法第 20 条）。
- ・ 従事先の変更には、従事先の商号・名称変更、免許換えを含みます。
- ・ 変更前に事前に申請することはできません。必ず変更後に申請してください。
- ・ 窓口、郵送、電子申請での申請を受け付けています。※電子申請する方は P23 参照

1 申請窓口

○(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 6-15 JR 浦和駅東口徒歩 5 分 TEL:048-811-1830	○(公社)全日本不動産協会 埼玉県本部 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-10-4 JR 浦和駅西口徒歩 8 分 TEL:048-866-5225
受付時間：平日（12/29～1/4 を除く）（10:00～11:30、13:00～16:00）	

※申請窓口は上記 2 団体又は県建築安全課です。いずれの窓口に提出、郵送いただいても構いません。手続きにかかる期間は同じです。

2 必要書類一覧

窓口で申請する場合 → 次ページを参照

郵送で申請する場合 → p10 を参照

(1)窓口で申請する場合

- ・ 窓口にも申請書の用意はありますが、原則、作成してからお持ちください。（本手引巻末に様式があります。）
- ・ 代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類（運転免許証やパスポート等）をお持ちの上、委任状を提出してください。
- ・ 氏名変更の場合のみ、約 10 日後に宅地建物取引士証を交付します。それ以外の変更については窓口で手続きが完了します。

変更事項	変更事項別必要書類等 (変更事項が複数ある場合、重複する書類は 1 組で可)
氏名	<p>①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2 部(様式第七号。1 部はコピーで可)</p> <p>②宅地建物取引士証(原本。交付を受けていない方は運転免許証等の本人確認書類)</p> <p>③戸籍抄本 1 部 (発行後 3 か月以内のもの)</p> <p>④宅地建物取引士証書換え交付申請書 1 部 (様式第七号の四)</p> <p>⑤顔写真 1 枚 (縦 3cm×横 2.4cm、無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真、申請前 6 か月以内に撮影したもの。画像を加工した写真及びポラロイド写真不可。運転免許証の基準を準用します。写真の状態によっては再提出をお願いすることがあります。県庁に写真を撮影できる場所はないので、事前にご用意ください。)</p> <p>⑥返信用封筒 (定型サイズ、404 円分切手貼付。窓口受領を希望の場合は不要。料金不足にご注意ください。レターパックは使用しないでください。)</p> <p>※有効期間内の宅建士証をお持ちでない場合、④～⑥は不要です。</p> <p>※氏名を旧姓併記に変更する場合、住民票抄本 1 部が必要です。(発行後 3 か月以内、旧氏欄に旧姓記載があるもの)旧姓併記をやめる場合、住民票抄本は不要です。戸籍上の氏名変更を伴わない場合、(1)戸籍抄本は不要です。※1</p>
住所	<p>①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2 部(様式第七号。1 部はコピーで可)</p> <p>②宅地建物取引士証(原本。交付を受けていない方は運転免許証等の本人確認書類)</p> <p>③住民票抄本 1 部 (発行後 3 か月以内、マイナンバーの記載のないもの) 又は住居表示変更証明書</p> <p>④宅地建物取引士証書換え交付申請書 1 部 (様式第七号の四。有効期間内の宅建士証をお持ちでない場合は不要です。)</p>
本籍	<p>①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2 部(様式第七号。1 部はコピーで可)</p> <p>②宅地建物取引士証(原本。交付を受けていない方は運転免許証等の本人確認書類)</p> <p>③戸籍抄本 1 部 (発行後 3 か月以内のもの)</p>
従事先	<p>①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2 部(様式第七号。1 部はコピーで可)</p> <p>②宅地建物取引士証(原本。交付を受けていない方は運転免許証等の本人確認書類)</p> <p>※従事先を証明する書類(就職・退職・出向証明書等)の添付は不要です。</p>

※1 宅建士証の旧姓併記について

住民票に旧姓を記載するには、事前に住所地の市区町村役場で手続きが必要です。宅建士証の氏名は、『現姓[旧姓]名前』で記載されます。旧姓を併記した宅建士証の交付を受けた日以降、業務で旧姓を使用できます。例えば、宅建業法第 35 条及び第 37 条により交付する書面の記名押印、従業者証明書、従業者名簿及び宅地建物取引業者票における宅建士の氏名等に旧姓を使用(『旧姓 名前』)できます。

(2)郵送で申請する場合

- ・ 代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証やパスポート等）のコピーと委任状も同封してください。
- ・ 申請書到達後、氏名変更は約 10 日、住所変更は 2、3 日で、宅建士証と申請書控えを発送します。本籍地と従事先の変更は 2、3 日で申請書控えを発送します。

変更事項	変更事項別必要書類等 (変更事項が複数ある場合、重複する書類は 1 組で可)
氏名	<p>①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2 部(様式第七号。1 部はコピーで可)</p> <p>②戸籍抄本 1 部 (発行後 3 か月以内のもの)</p> <p>③宅地建物取引士証(原本)</p> <p>④宅地建物取引士証書換え交付申請書 1 部 (様式第七号の四)</p> <p>⑤顔写真 1 枚 (縦 3cm×横 2.4cm、無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真、申請前 6 か月以内に撮影したもの。画像を加工した写真及びポラロイド写真不可。運転免許証の基準を準用します。写真の状態によっては再提出をお願いすることがあります)</p> <p>⑥返信用封筒 (定型サイズ、宅建士証を郵送する方は 404 円分の切手を貼付、それ以外の方は 84 円分の切手を貼付。料金不足にご注意ください。レターパックは使用しないでください。)</p> <p>※有効期間内の宅建士証をお持ちでない場合、③～⑤は不要です。ただし、運転免許証等のコピーを同封してください。</p> <p>※氏名を旧姓併記に変更する場合、住民票抄本 1 部が必要です。(発行後 3 か月以内、旧氏欄に旧姓記載があるもの)旧姓併記をやめる場合、住民票抄本は不要です。戸籍上の氏名変更を伴わない場合、(1)戸籍抄本は不要です。※1。</p>
住所	<p>①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2 部(様式第七号。1 部はコピーで可)</p> <p>②住民票抄本 1 部 (発行後 3 か月以内、マイナンバーの記載のないもの) 又は住居表示変更証明書</p> <p>③宅地建物取引士証(原本)</p> <p>④宅地建物取引士証書換え交付申請書 1 部 (様式第七号の四)</p> <p>⑤返信用封筒 (定型サイズ、宅建士証を郵送する方は 404 円分の切手を貼付、それ以外の方は 84 円分の切手を貼付。料金不足にご注意ください。レターパックは使用しないでください。)</p> <p>※有効期間内の宅建士証をお持ちでない場合、③、④は不要です。ただし、運転免許証等のコピーを同封してください。</p>
本籍	<p>①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2 部(様式第七号。1 部はコピーで可)</p> <p>②戸籍抄本 1 部 (発行後 3 か月以内のもの)</p> <p>③宅地建物取引士証のコピー(有効期間内の宅建士証をお持ちでない方は、運転免許証等のコピー)</p> <p>④返信用封筒 (定型サイズ,84 円分の切手を貼付。料金不足にご注意ください。)</p>
従事先	<p>①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2 部(様式第七号。1 部はコピーで可)</p> <p>②宅地建物取引士証のコピー(有効期間内の宅建士証をお持ちでない方は、運転免許証等のコピー)</p> <p>③返信用封筒 (定型サイズ,84 円分の切手を貼付。料金不足にご注意ください。)</p> <p>※従事先を証明する書類(就職・退職・出向証明書等)の添付は不要です。</p>

※1 宅建士証の旧姓併記について

住民票に旧姓を記載するには、事前に住所地の市区町村役場で手続きが必要です。宅建士証の氏名は、『現姓〔旧姓〕名前』で記載されます。旧姓を併記した宅建士証の交付を受けた日以降、業務で旧姓を使用できます。例えば、宅建業法第 35 条及び第 37 条により交付する書面の記名押印、従業者証明書、従業者名簿及び宅地建物取引業者票における宅建士の氏名等に旧姓を使用（『旧姓 名前』）できます。

Ⅲ 宅地建物取引士登録移転申請(登録を従事先所在地の都道府県に移転させる手続き)

- ・ 資格登録者が、登録している都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所で、宅建業に従事している、又は従事しようとするときは、事務所の所在地の都道府県に登録の移転を申請することができます。(法第19条の2)
- ・ 住所を移転しただけでは、登録移転できません。
- ・ 登録移転することにより、移転先の都道府県で法定講習の受講や宅建士資格登録に係る各手続きができるようになります。(移転元の都道府県では手続きできなくなります。)
- ・ 登録移転が完了すると、現在交付されている宅地建物取引士証は失効します。有効期間内の宅建士証をお持ちの方で、残存期間を有効期間とする移転先都道府県名の宅建士証の交付を希望する方は、あわせて宅建士証交付申請書類の提出が必要です。
- ・ 登録内容(氏名、住所、本籍、勤務先)に変更がある場合は、あらかじめ現在登録している都道府県に変更登録申請してください。(P8 参照)

1 登録移転手続きの流れ

①移転元都道府県の担当窓口に必要な書類を提出してください。



②移転元都道府県が審査を行います。審査完了後、移転元都道府県庁から移転先都道府県庁へ申請書類が送付されます。



③移転先都道府県が審査を行います。登録移転が完了すると、移転先都道府県から申請者に通知されます。登録移転申請とあわせて宅建士証交付申請を行った場合、通知後、従前の宅建士証と引き換えに、移転先都道府県から宅建士証が交付されます。

※上記①申請書類提出から③登録移転完了まで、1か月以上かかる場合があります。宅建士証が必要で、かつ、宅建士証の有効期間満了が近い方(概ね3か月以内)は、登録移転手続き中に宅建士証の有効期間が満了してしまわないように、あらかじめ法定講習を受講して、宅建士証の有効期間を更新してから、登録移転申請を行ってください。

2 提出窓口

● 埼玉県から他都道府県への登録移転を申請する方

→ 下記2団体又は県建築安全課のいずれかの窓口提出してください。郵送の場合は、簡易書留で送付してください。

○ (公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 6-15 JR 浦和駅東口徒歩 5 分 TEL:048-811-1830	○ (公社) 全日本不動産協会 埼玉県本部 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-10-4 JR 浦和駅西口徒歩 8 分 TEL:048-866-5225
受付時間：平日 (12/29～1/4 を除く) (10:00～11:30、13:00～16:00)	

● 他都道府県から埼玉県への登録移転を申請する方

→ 現在登録している(移転元)都道府県に必要な書類を提出してください。

3 登録移転申請の必要書類一覧

埼玉県から他都道府県への登録移転を申請する場合は、必要書類が異なる場合がありますので、移転先の都道府県に確認してください。

① 宅地建物取引士証 (郵送の場合はコピー)	宅建士証の交付を受けていない場合は、運転免許証等の本人確認書類 (郵送申請の場合はコピーを提出)	
② 登録移転申請書 正副 2 部 (うち 1 部はコピーで可)	○様式第六号の二。顔写真を貼付 (縦 3cm×横 2.4cm、無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真、申請前 6 か月以内に撮影したもの。運転免許証の基準を準用します。写真の状態によっては再提出をお願いすることがあります。) ○2 部とも提出いただきます。埼玉県から他都道府県への移転を申請する方で、受付印が押された申請書の控えが必要な場合は、もう 1 部 (計 3 部) ご用意ください。(申請書の控えが必要で、かつ、郵送で申請の方は返信用封筒 (切手貼付・宛先明記) を同封してください。)	
③ 登録移転手数料 8, 0 0 0 円	他都道府県から 埼玉県へ移転する方	埼玉県収入証紙 8,000 円分を申請書正本に貼付。証紙は各申請窓口の他、県内各市町村役場 (さいたま市を除く) などで購入できます。
	埼玉県から 他都道府県へ移転する方	納付方法を移転先都道府県に確認してください。
④ 移転の理由を証する書面 正副 2 部 (右記ア~エのいずれか)	ア 代表者印のある在職証明書 (様式は、P54) イ 申請者が代表者の場合は、宅建業免許証のコピー ウ これから宅建業者に就職する場合は、代表者印のある採用証明書 (宅建業に従事する旨の記載があるもの) エ 免許申請中の業者に勤務する場合 (代表者含む) は、本人を採用する旨を記載した代表者の誓約書 (代表者印を押印) 及び免許申請書第 1 面のコピー	

※代理人が申請する場合は、委任状及び代理人の本人確認書類 (郵送の場合はそのコピー) も必要です。

4 宅建士証交付申請の必要書類一覧

埼玉県から他都道府県への移転を申請する場合は、必要書類が異なる場合がありますので、移転先の都道府県に確認してください。

① 宅地建物取引士 証交付申請書 正副 2 部 (うち 1 部はコピーで可)	(様式第七号の二の二) 2 部とも提出いただきます。 埼玉県から他都道府県への移転を申請する方で、受付印が押された申請書の控えが必要な場合は、もう 1 部 (計 3 部) ご用意ください。(郵送申請で控えが必要な場合は、加えて返信用封筒 (切手貼付・宛先明記) を同封してください。)	
② 交付申請手数料 4, 5 0 0 円	他都道府県から 埼玉県へ移転する方	埼玉県収入証紙 4,500 円分を申請書正本に貼付。証紙は各申請窓口の他、県内各市町村役場 (さいたま市を除く) などで購入できます。
	埼玉県から 他都道府県へ移転する方	納付方法を移転先都道府県に確認してください。
③ 顔写真 2 枚	2 枚は同一のもの。1 枚は交付申請書に貼付。1 枚は貼らずに提出 (宅建士証に使用します)。縦 3cm×横 2.4cm、無帽、正面、上半身、無背景のカラー写真で、申請前 6 か月以内に撮影したもの。画像を加工した写真及びポラロイド写真不可。運転免許証用写真の基準を準用します。写真の状態によっては、再提出をお願いすることがあります。	

IV 宅地建物取引士証交付申請

- ・ 資格登録者は、登録している都道府県知事に対し、宅地建物取引士証の交付を申請することができます。（法第 22 条の 2）
- ・ 宅建士として業務に従事するには、資格登録後に宅建士証の交付を受けなければなりません。
- ・ 宅建士として業務に従事しない場合、交付を受けなくても構いません。交付を受けないことで、資格登録が無効になることはありません。

1 試験合格後 1 年以内で、宅地建物取引証の交付を受けていない場合

- ・ 資格登録完了後、下記の申請窓口に必要な書類を提出してください。法定講習の受講は免除されます。
- ・ 窓口、郵送、電子申請での申請を受け付けています。（電子申請する方は、P23 参照）
- ・ 窓口には、申請者本人がお越しください。

(1)申請窓口

○(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 さいたま市浦和区東高砂町 6-15 JR 浦和駅東口徒歩 5 分 TEL:048-811-1830	○(公社)全日本不動産協会 埼玉県本部 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-10-4 JR 浦和駅西口徒歩 8 分 TEL:048-866-5225
受付時間：平日（12/29～1/4 を除く）（10:00～11:30、13:00～16:00）	

※申請窓口は上記 2 団体又は県建築安全課です。いずれの窓口にも申請いただいても構いません（審査期間は同じです。交付まで約 7 日）郵送申請する場合は、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部あて簡易書留で郵送してください。

(2)必要書類一覧

①本人確認書類 (郵送の場合はカラーコピー)	—	(1つでよいもの) 運転免許証、パスポート、写真付き住基カード、マイナンバーカード (2つ以上必要なもの) 健康保険証、年金手帳(証書)等
②宅地建物取引士証交付申請書	1 部	(様式第七号の二の二)
③埼玉県収入証紙 4, 500 円分	—	交付申請書に貼付。埼玉県収入証紙は、各登録申請窓口の他、県内各市町村役場(さいたま市を除く)などで購入できます。
④顔写真	2 枚	2 枚は同一のもの。1 枚は交付申請書に貼付。1 枚は貼らずに提出(宅建士証に使用します)。 縦 3cm×横 2.4cm、無帽、正面、上半身、無背景のカラー写真で、申請前 6 か月以内に撮影したもの。画像を加工した写真及びポラロイド写真不可。運転免許証用写真の基準を準用します。写真の状態によっては、再提出をお願いすることがあります。県庁に写真を撮影できる場所はないので、事前にご用意ください。
⑤返信用封筒	—	宅建士証は、簡易書留により送付しますので、返信用封筒(定形サイズ封筒に切手 404 円分を貼付。料金不足にご注意ください。レターパックは使用しないでください。)を御用意ください。あて先は申請者本人に限ります。建築安全課窓口での受領を希望する場合は、不要です。

2 試験合格後 1 年を経過し、宅地建物取引士証の交付を受けていない場合

- ・ 資格登録完了後、埼玉県指定の法定講習実施団体が実施する法定講習(1 日間)の受講を申し込んでください。受講後、講習会場で宅地建物取引士証が即日交付されます。
- ・ 登録内容(氏名・住所・本籍・勤務先)に変更がある場合は、あらかじめ、変更登録申請をしてください。(P8)
- ・ 埼玉県指定の法定講習実施団体、必要書類については、次ページを参照。

3 宅地建物取引士証の有効期間を更新する場合

- ・ 埼玉県指定の法定講習実施団体が実施する法定講習(1 日間)の受講を申し込んでください。法定講習は、有効期間満了の 6 か月前から受講できます。受講後、講習会場で宅地建物取引士証が即日交付されます。
- ・ 登録内容(氏名・住所・本籍・勤務先)に変更がある場合は、あらかじめ、変更登録申請をしてください。(P8)
- ・ 埼玉県指定の法定講習実施団体及び必要書類については、次ページを参照。

4 有効期間満了後に、改めて宅地建物取引士証を取得する場合

- ・ 埼玉県指定の法定講習実施団体が実施する法定講習(1 日間)の受講を申し込んでください。受講後、講習会場で宅地建物取引士証が即日交付されます。
- ・ 登録内容(氏名・住所・本籍・勤務先)に変更がある場合は、あらかじめ、変更登録申請をしてください。(P8)
- ・ 埼玉県指定の法定講習実施団体及び必要書類については、次ページを参照。

○埼玉県指定の法定講習実施団体

- ・ 講習実施方法のお問い合わせ、受講申込みは、実施団体に直接お願いします。

(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会	TEL 048-811-1830
(公社) 全日本不動産協会 埼玉県本部	TEL 048-866-5225
(公社) 全日本不動産協会 東京都本部	TEL 03-3262-5082
(一社) 全国住宅産業協会	TEL 03-3511-0611
(一社) 不動産協会	TEL 03-3581-9425

○法定講習申込み必要書類一覧

※下記以外にも必要書類がある場合がありますので、法定講習実施団体に直接ご確認ください。

① 宅地建物取引士証	—	登録後、初めて宅地建物取引士証の交付を受けようとする方は、埼玉県から受領した登録通知はがき。
② 宅地建物取引士証 交付申請書	1 部	(様式第七号の二の二)
③ 現金 16,500 円	—	内訳：法定講習受講料 12,000 円・交付申請手数料 4,500 円
④ 顔写真	3 枚	3枚は同一のもの。1枚は交付申請書に貼付。2枚は貼らずに提出。 縦 3cm×横 2.4cm、無帽、正面、上半身、無背景のカラー写真で、申請前 6 か月以内に撮影したもの。画像を加工した写真及びポラロイド写真不可。運転免許証用写真の基準を準用します。写真の状態によっては、再提出をお願いすることがあります。

5 埼玉県指定以外の法定講習を受講したい場合

- 埼玉県で宅地建物取引士の資格登録を受けている方が、埼玉県指定の法定講習(P16の各団体が実施する講習)以外の講習の受講を希望する場合、手続きは以下のとおりです。

1 受講希望の都道府県又は講習実施団体に、「埼玉県登録の宅地建物取引士の受講が可能かどうか」を確認してください。

⇒受講可能な場合、(2)へ進んでください。

⇒受講できない場合、近隣の都道府県又は実施団体に受講可能かどうか確認し、それでも受講できない場合は、埼玉県指定の法定講習を受講してください。



2 埼玉県へ下記の書類を郵送し、講習会受講承認申請を行ってください。

- ①宅地建物取引士に対する講習会受講承認申請書2部 (埼玉県_様式第6号)
- ②宅地建物取引士証のコピー (有効期間内の宅建士証を持っていない場合は運転免許証等の本人確認書類のコピー)
- ③返信用封筒 (定型サイズ,宛先明記,84円切手貼付,料金不足にご注意ください。)

【送付先】〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当

※登録内容 (氏名・住所・本籍・従事先) に変更がある場合は、あわせて変更登録申請してください。(P8参照)



3 2~3日で「講習受講承諾書」を発送します。承諾書の受領後、講習実施団体に受講を申込み、受講してください。申込に必要な書類は、実施団体に確認してください。



4 受講後、実施団体から「講習受講証明書」を受領してください。(「講習受講承諾書」下部が「講習受講証明書」の様式になっています。)



5 受講から6か月以内に埼玉県へ宅地建物取引士証交付申請を行ってください。(下記の書類を簡易書留又は現金書留で郵送してください。)

- ①宅地建物取引士証交付申請書 (様式第七号の二の二) 1部
- ②講習受講証明書…受講後に受領したもの。「講習受講承諾書」の下部が「講習受講証明書」になっています。
- ③宅地建物取引士証…原本を提出してください。宅建士証が有効期間内でない場合、運転免許証等の本人確認書類のコピーも併せて同封してください。
- ④交付申請手数料…4,500円 (現金書留又は郵便為替 (普通為替) 可)
- ⑤顔写真2枚…2枚は同一のもの。1枚は交付申請書に貼付。1枚は貼らずに提出 (宅建士証に使用します)。画像を加工した写真及びポラロイド写真不可。縦3cm×横2.4cm、無帽、正面、上半身、無背景のカラー写真で、申請前6か月以内に撮影したもの。運転免許証用写真の基準を準用します。写真の状態によっては、再提出をお願いすることがあります。
- ⑥返信用封筒…定形サイズ封筒に切手404円分を貼付。料金不足にご注意ください。レターパックは使用しないでください。あて先は申請者本人に限ります。宅建士証は、交付申請受付から約7日後に、簡易書留により送付します。

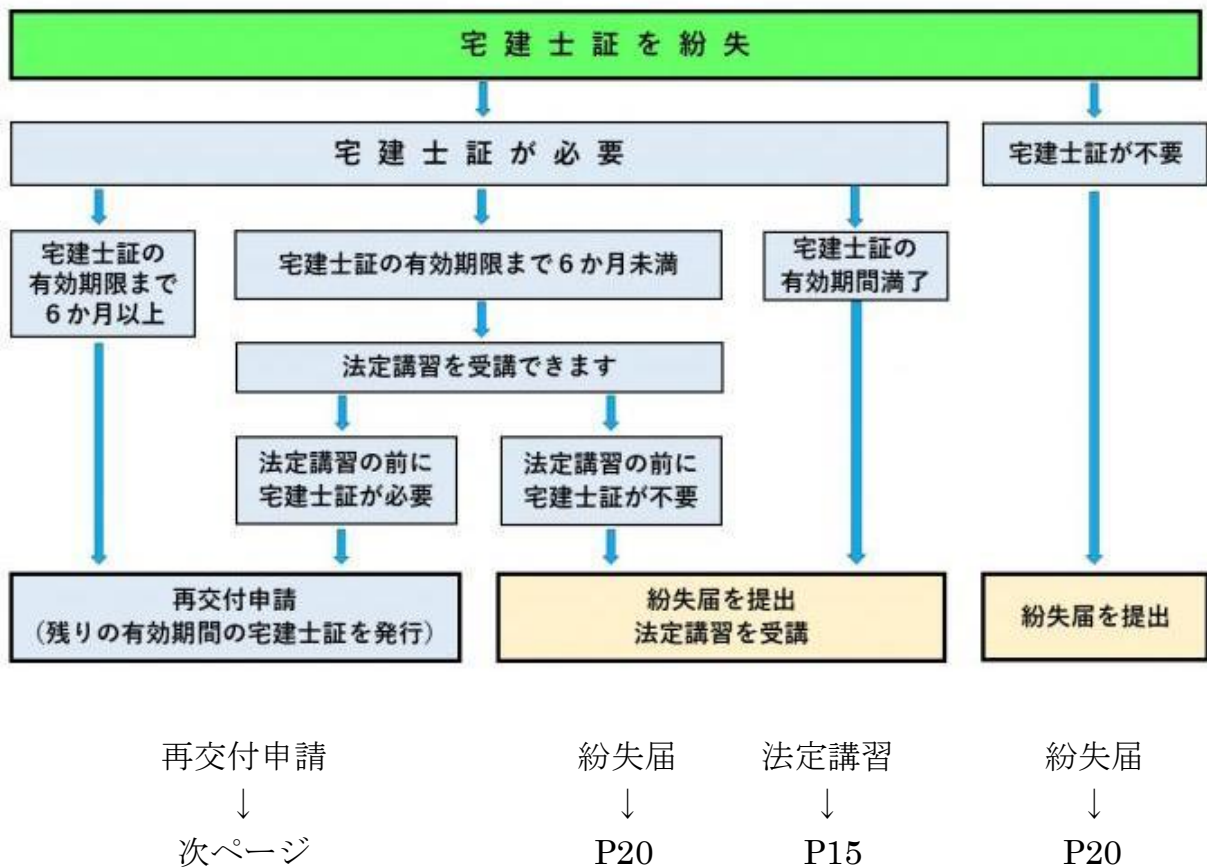
【送付先】〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当

V 宅地建物取引士証再交付申請、紛失届(宅建士証をなくした場合の手続き)

- ・ 有効期間内の宅建士証を紛失した場合、再交付申請できます。
- ・ 再交付申請をしない場合や、紛失した宅建士証の有効期間が満了している場合は、紛失届を提出してください。
- ・ 紛失した宅建士証の有効期間満了後、宅建士証の交付を希望する方は、法定講習を受講してください。
- ・ 宅建士証を亡失した場合は、警察署へ遺失届を行ってください。

下記のフローで必要な手続きをご確認ください。



1 宅地建物取引士証再交付申請

- ・有効期間内の宅地建物取引士証を亡失、滅失、汚損、破損した場合、再交付申請できません。
- ・窓口、郵送、電子申請で申請を受け付けています。（電子申請する方は、P23 参照）
- ・窓口で申請する場合、申請者本人がお越しくください。
- ・登録内容（氏名・住所・本籍・従事先）に変更がある場合は、あわせて変更登録申請してください。（P8 参照）

(1)申請窓口

○(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 さいたま市浦和区東高砂町 6-15 JR 浦和駅東口徒歩 5 分 TEL:048-811-1830	○(公社)全日本不動産協会 埼玉県本部 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-10-4 JR 浦和駅西口徒歩 8 分 TEL:048-866-5225
受付時間：平日（12/29～1/4 を除く）（10:00～11:30、13:00～16:00）	

※申請窓口は上記 2 団体又は県建築安全課です。郵送申請する場合は、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部あて簡易書留で郵送してください。

※申請後、約 10 日で宅地建物取引士証を交付します。なお、県建築安全課の窓口で、平日（12/29～1/3 を除く）9:00～11:00、13:00～15:00 の間に申請した場合は、約 1 時間お待ちいただき、即日、宅建士証を交付します。

(2)必要書類一覧

① 本人確認書類 (郵送の場合はカラーコピー)	—	(1つでよいもの) 運転免許証、パスポート、写真付き住基カード、マイナンバーカード (2つ以上必要なもの) 健康保険証、年金手帳(証書)、印鑑登録証明書とその登録印
② 宅地建物取引士証再交付申請書	2 部	(様式第七号の五)
③ 埼玉県収入証紙 4, 500 円分	—	交付申請書に貼付。埼玉県収入証紙は、各登録申請窓口の他、県内各市町村役場（さいたま市を除く）などで購入できます。
④ 顔写真	1 枚	縦 3cm×横 2.4cm、無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真、申請前 6 か月以内に撮影したもの。画像を加工した写真及びポラロイド写真不可。運転免許証用写真の基準を準用します。写真の状態によっては、再提出をお願いすることがあります。県庁に写真を撮影できる場所はないので、事前にご用意ください。
⑤ 宅地建物取引士証（原本）	—	亡失、滅失の場合は不要。
⑥ 返信用封筒	—	宅建士証の郵送受領を希望する場合、御用意ください。（定形サイズ・宛先明記・切手 404 円分貼付。料金不足にご注意ください。レターパックは使用しないでください。） あて先は申請者本人に限ります。

2 紛失届

- ・ 宅地建物取引士証を紛失した場合は、紛失届を提出してください。
- ・ ただし、宅地建物取引士証再交付申請をする場合、紛失届は提出不要です。
- ・ 窓口、郵送、電子申請での届出を受け付けています。(電子申請する方は、P23 参照)
- ・ 窓口で届出を行う場合、本人がお越しくください。
- ・ 郵送の場合、紛失届到達後、2～3日で紛失届副本をお送りします。
- ・ 宅建士証を亡失した場合は、警察署へ遺失届を行ってください。

(1)届出先

埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当 (県庁第2庁舎1階)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

受付時間 平日 (12月29日～1月3日除く) 9:00～11:30、13:00～16:45

(2)必要書類

①本人確認書類 (郵送の場合は、 カラーコピー)	—	(1つでよいもの) 運転免許証、パスポート、写真付き住基カード、マイナンバーカード (2つ以上必要なもの) 健康保険証、年金手帳(証書)、印鑑登録証明書とその登録印等
②宅地建物取引士 証紛失届	2 部	(埼玉県様式第7号)
【郵送の場合のみ】 ③返信用封筒		定型サイズ、宛先明記、84円分の切手を貼付。料金不足にご注意ください。

VI 宅地建物取引士死亡等届出(死亡・破産・犯歴等欠格事由に該当した場合の手続き)

- ・ 宅地建物取引士の資格登録者が、死亡や破産等した場合、宅地建物取引士資格登録上の都道府県に届け出なければなりません。(法第 21 条)
- ・ 届出事由、届出者は、下記の必要書類一覧表を参照してください。
- ・ 届出期間は、「死亡」は事実を知った日から、「それ以外」は事由が生じた日から 30 日以内です。
- ・ 窓口、郵送での届出を受付けています。

1 届出先

埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当 (県庁第 2 庁舎 1 階)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

受付時間 平日 (12 月 29 日～1 月 3 日除く) 9:00～11:30、13:00～16:45

2 必要書類一覧

1	宅地建物取引士証 (原本。交付を受けている場合)				
2	宅地建物取引士死亡等届出書 (様式第七号の二)				
3	1、2 に加えて下記の届出事由別の書類が必要です。				
届出の理由 (法第 21 条)	届出事由	届出者	法施行 規則に よる 必要書 類	埼玉県宅建業 法施行細則に よる 必要書類	その他 必要書類
第 1 項	死亡	相続人	—	戸籍 (除籍) 謄本等	—
第 2 項	法第 18 条 第 1 項第 1 号	未成年	—	本人であることを証する 書面 (運転免許証 やパスポート 等のコピー)	—
	同 第 2 号	破産			破産手続開 始の決定書 のコピー
	同 第 3 号	宅建業免許取消 (個人・法人の役員)			—
	同 第 4 号	宅建業免許取消処分日 までの廃業 (個人・法人代表)			—
	同 第 5 号	宅建業免許取消処分日 までの合併消滅 (法人の役員)			—
	同 第 6 号	禁錮以上の刑			判決書等の コピー
	同 第 7 号	宅建業法等による罰金			判決書等の コピー
	同 第 8 号	暴力団員等			—
第 3 項	心身の故障	本人、 法定代 理人、 又は同 居の親 族	医師の 診断書	届出者である ことを証する 書面	—

※窓口で届出者の運転免許証等の本人確認書類を提示してください。郵送の場合は、本人確認書類のコピーを添付してください。

※代理人が届出の場合は、委任状及び代理人の本人確認書類 (郵送の場合はそのコピー) が必要です。

※消除後、昭和 63 年 11 月 21 日以降の登録者が改めて登録申請する場合は、「実務経験証明書又は登録実務講習修了証) 」が省略できる場合があります。詳細は、県建築安全課までお問合せください。

Ⅶ 宅地建物取引士資格登録消除申請(死亡・破産等以外で、自ら資格登録を消除する手続き)

- ・ 宅地建物取引士の資格登録者が、死亡や破産等によらず自ら資格登録を消除しようとする場合は、宅地建物取引士資格登録上の都道府県に登録消除申請できます。(法第22条)
- ・ 登録が消除された後に、改めて宅地建物取引士証の交付を希望する場合、登録申請からやりなおすことになるので、ご注意ください。
- ・ 窓口、郵送での申請を受付けています。
- ・ 申請後、2～3日で、登録消除通知をお送りします。

1 申請先

埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当 (県庁第2庁舎1階)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

受付時間 平日(12月29日～1月3日除く) 9:00～11:30、13:00～16:45

2 必要書類一覧

1	宅地建物取引士証(原本)	—	宅建士証の交付を受けていない場合、運転免許証等の本人確認書類(郵送の場合はそのコピー)を提出してください。 (1つでよいもの) 運転免許証、パスポート、写真付き住基カード、マイナンバーカード (2つ以上必要なもの) 健康保険証、年金手帳(証書)等
2	宅地建物取引士資格登録消除申請書	1部	(埼玉県_様式第5号)

※代理人が申請する場合は、委任状及び代理人の本人確認書類(郵送の場合はそのコピー)が必要です。

Ⅷ 宅地建物取引士関係の電子申請について

埼玉県では、以下の手続きを電子申請・届出サービスにより受付けています。

- | | | |
|-----------------|--------------------|---------------|
| (1) 資格登録申請 | (4) 紛失届出 | (7) 講習会受講承認申請 |
| (2) 資格登録簿変更登録申請 | (5) 証交付申請(合格後1年以内) | |
| (3) 証再交付申請 | (6) 資格試験合格証明交付申請 | |

(1) 通常の申請と異なる点

- ・ 電子申請画面で直接入力を行う手続きと、Word ファイルを添付する手続きがあります。
- ・ 押印が必要な書類（例：委任状、登録申請における従業者名簿の写し）は、別途郵送が必要です。
- ・ 申請手続きにより、住民票、戸籍抄本、身分証明書等の公的証明書、顔写真等、別途郵送が必要となります。
- ・ 手数料は、インターネットバンキング・ATM 等（pay-easy）か窓口での納付となります。電子申請の場合、領収書は発行されませんのでご注意ください。詳しくは埼玉県 HP 申請・届出サービス「電子申請とは」をご覧ください。

(2) 電子申請の手順

手順1：申請書の作成

- ① 県建築安全課ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/denshi.html>)内の「2. 電子申請の各申請・届出メニュー」で該当する申請案内ページを選択します。
- ② 必要な申請書等の Word ファイルをダウンロード保存し、必要事項の入力等を行い、申請書を作成します（手順2の際に添付します。）。



手順2：利用者登録及び手続申込

- ① 埼玉県電子申請・届出サービスの「利用者登録」画面にて「利用者登録説明」の内容を確認し、画面の指示に従って利用者登録を済ませてください。
※行政書士が利用者登録する場合は、代理人登録ではなく、個人登録として利用者登録をしてください。
- ② 電子申請の各メニュー内の手続きをしたい申請・届出をクリックして、内容を確認した後、ページ下部にある申請画面リンクから電子申請画面へ進みます。
- ③ 利用者ログインをしてください。ログインのためのID、パスワードは①の利用者登録時に設定したID（メールアドレス）とパスワードです。
- ④ 「手続説明」と「利用規約」の内容を確認し、利用規約に「同意する」を選択します。
- ⑤ 「申込」画面で必須事項の入力・申請書等の添付を行います。
- ⑥ 「申込確認」画面で内容確認及び申請書添付情報の確認ができれば「申込む」を選択
- ⑦ 「申込完了」画面に申請の処理状況の確認等に必要な「整理番号」と「パスワード」が表示されますので、必ず控えてください。
- ⑧ 申込完了後、メールアドレスに申込完了のお知らせメールが届きます。以降、電子申請・届出サービスログイン画面から利用者ログイン後、「申込内容照会」画面にて、申込内容や電子納付情報、申請処理状況の確認ができます。



手順3：必要書類の郵送

- ① 申込完了後、別途郵送が必要な書類等がある申請・届出の場合は、整理番号を付した封筒に必要書類を入れ、速やかに下記の送付先に郵送してください。また、行政書士等が委任を受けて電子申請を行う場合は、委任状を併せて郵送してください。
- ② 必要書類が到達しない場合、各申請・届出の審査を開始できないため、申込み完了後1週間以内を目安に書類の郵送をお願いします。

【送付先】 埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1



手順4:審査及び補正指示等

- ① 手順3の書類が届き次第、審査を開始します。審査途中で補正の必要が生じた場合は、電子申請システム上で返却処理を行います。返却があった場合は「内容照会」画面から整理番号とパスワードを入力の上、「修正」をクリックし、補正指示に従って内容を修正してください。
- ② 手数料の納付を要さない届出等は手順4で終了し、手順6に進みます。



手順5:手数料の納付

- ① 手数料納付が必要な申請は、後日メールで納付時期が通知されます。電子申請システムに利用者ログインの上、申込内容照会画面の納付情報欄を確認し、納付してください。
 - ② 納付方法で窓口を選択した場合は、埼玉県収入証紙を持参もしくは郵送いただくか、現金書留・簡易書留等で手数料を郵送してください。
 - ③ 納付方法で電子納付を選択した場合は、電子申請システムの納付情報欄に納付に必要な番号（収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分）が表示されます。インターネットバンキング・ATM（pay-easy）で、画面の指示に従って、各番号を入力し、納付してください。
- ※電子申請の場合、領収証は発行されませんのでご注意ください。



手順6:完了の確認

- ① 審査終了後に「電子申請手続受理のお知らせ」メールを送信します。電子申請システム上で完了を確認してください。
- ② 手数料の納付が必要な申請については、手数料が納付されたことを確認し、審査を行います。審査終了後、当課から通知等を発送します。通知等が到着するまでしばらくお待ちください。
- ③ 電子申請には副本がありません。資格登録簿の変更登録申請について副本が必要な場合は、副本に代わる受理通知をファックスで送付いたしますので、ご連絡ください。

IX 宅地建物取引士資格の手続きについての Q&A

目次

1 宅地建物取引士資格登録申請について……………P27～P28

Q1 郵送で申請できますか？

Q2 実務経験先の法人が解散もしくは宅建業を廃業していて、実務経験証明書を作成してもらうことができません。どうすればよいですか？

Q3 自身が実務経験先の代表者ですが、自ら発行した実務経験証明書で申請できますか？

Q4 居所が住民票上の住所と異なります。居所で登録申請することはできますか？

Q5 登録実務講習修了証に有効期限はありますか？

Q6 宅地建物取引士(主任者)試験の合格証書を紛失したのですが、登録申請できますか？

2 変更登録申請について……………P28～P30

Q7 勤務先が変わったので申請します。証明書類(入社証明書、退社証明書、出向証明書等)の添付は、必要ですか？

Q8 変更登録申請書の従事先の免許証番号欄の上 2 ケタは何を書けばよいですか？

Q9 宅建業に従事しはじめた(しなくなった)場合、変更登録申請書の変更前(変更後)欄は、どのように記入すればよいですか？

Q10 社内の異動で宅建業に従事する事務所が変わりました。変更登録申請は必要ですか？

Q11 勤務先の商号が変わった場合、変更登録申請は必要ですか？

Q12 勤務先の宅地建物取引業者免許の免許換えがあった場合、変更登録申請は必要ですか？

Q13 変更登録申請書は窓口で記載できますか？

Q14 変更登録申請書は項番11～14まで、全ての欄を記入しなければいけませんか？

Q15 埼玉県登録の宅地建物取引士ですが、東京都に引っ越しました。この場合、住所変更の手続きはどこにしたらよいですか？

Q16 何回か住所、本籍が変わっていますが、変更登録申請を忘れていました。最新の住所や本籍に変更する場合、過去にさかのぼって全ての変更について、申請しないとイケませんか？

Q17 住民票以外の住所を登録することはできますか？

3 登録移転……………P30

Q18 都道府県境をまたいで住所が変わった場合、登録移転申請しなければなりませんか？

Q19 埼玉県登録の宅地建物取引士で、住所は埼玉県内ですが、東京都内にある宅地建物取引業者の事務所で宅建業に従事しています。東京都への登録移転を申請できますか？

4 宅地建物取引士証の更新について……………P31

Q20 宅地建物取引士証の更新手続きはいつからできますか？

Q21 宅地建物取引士証の有効期間満了日が迫っています。更新は間に合いますか？

Q22 以前、宅地建物取引士証の交付を受けましたが、宅建業に従事していなかったため、更新しないまま、有効期限が切れています。また宅建士証の交付を受けることはできますか？

5 宅地建物取引士証の返納について……………P32

Q23 有効期間が満了した宅建士証はどうすればよいですか？

Q24 有効期間内の宅建士証を持っていますが、使っていません。返納できますか？

1 宅地建物取引士資格登録申請について

Q1 郵送で申請できますか？

A1 できます。郵送の場合、全日本不動産協会埼玉県本部（〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-10-4）あて簡易書留で必要書類を郵送してください。必要書類のうち、本人確認書類 は、運転免許証等の顔写真つきのものカラーコピー、合格証書はコピーを提出してください。（原本は送付しないでください。）手数料は埼玉県収入証紙のほか、郵便為替又は現金書留でも受付けます。

Q2 実務経験先の法人が解散もしくは宅建業を廃業していて、実務経験証明書を作成してもらうことができません。どうすればよいですか？

A2 他の宅地建物取引業者から証明を受けてください。この場合、証明できる業者は、実務経験期間中に宅建業免許をもち、かつ、登録申請時点でも継続して宅建業免許をもつ業者に限られます。

Q3 自身が実務経験先の代表者ですが、自ら発行した実務経験証明書で申請できますか？

A3 申請者が実務経験先の代表者または役員の場合、他の宅地建物取引業者から証明を受けてください。この場合、証明できる業者は、申請者が代表者や役員となっておらず、実務経験期間中に宅建業免許をもち、かつ、登録申請時点でも宅建業免許をもつ業者に限ります。

Q4 居所が住民票上の住所と異なります。居所で登録申請することはできますか？

A4 住民票上の住所を登録する必要があります。ただし、登録申請の必要書類に加えて、居所を確認できる書類2種類（申請者あて居所における公共料金の領収書のコピー、申請者あての居所へ届いた郵便物のコピー等）を提出すれば、住所とあわせて居所も登録することができます。

Q5 登録実務講習修了証に有効期限はありますか？

Q5 埼玉県では、有効期限を設けていません。

Q6 宅地建物取引士(主任者)試験の合格証書を紛失したのですが、登録申請できますか？

A6 以下のとおり合格証明書の交付申請を行い、合格証明書を登録申請に添付して申請してください。(合格証明書は、あくまで合格の事実証明であり、合格証書の再発行ではありません。)

○ 昭和63年以降に合格した方

→ (一財)不動産適正取引推進機構 (tel 03-3435-8111) に証明書の交付申請を行ってください。申請方法は、同財団に直接お問い合わせください。

○ 昭和62年以前に合格した方

→ 次の書類を埼玉県建築安全課宅建業免許担当あて提出してください。

①宅地建物取引士資格試験合格証明交付申請書 (埼玉県_様式第4号) 2部

②運転免許証等の本人確認書類 (郵送の場合は、コピーを提出)

③返信用封筒 (宛先明記、84円分切手貼付。窓口で申請する場合は不要。)

2 変更登録申請について

Q7 勤務先が変わったので申請します。証明書類(入社証明書、退社証明書、出向証明書等)の添付は、必要ですか？

A7 勤務先の変更を証明する書類は、不要です。

Q8 変更登録申請書の従事先の「免許証番号」欄の上2ケタは何を書けばよいですか？

A8 免許権者コードを記入します。埼玉県知事免許業者の場合は「11」、東京都知事免許業者の場合は「13」、国土交通大臣免許の場合は、「00」と記入してください。その他は、免許権者コード表 (P46) を参照してください。

Q9 宅建業に従事しはじめた(しなくなった)場合、変更登録申請書の変更前(変更後)欄は、
どのように記入すればよいですか？

A9 これまで宅建業に従事していなかった方が、新たに従事しはじめた場合、変更前欄は
空欄とし、変更後欄に従事しはじめた勤務先と従事開始日を記入してください。これまで宅
建業に従事していた方が、従事しなくなった場合は、変更後欄を空欄とし、変更前欄に従事
しなくなった勤務先と従事終了日を記入してください。

Q10 社内の異動で宅建業に従事する事務所が変わりました。変更登録申請は必要ですか？

A10 同一の宅地建物取引業者内での異動の場合、変更登録申請は不要です。

Q11 勤務先の商号が変わった場合、変更登録申請は必要ですか？

A11 必要です。この場合、変更年月日は、変更前欄、変更後欄ともに同じ日（商号変更日）
を記載してください。

Q12 勤務先の宅地建物取引業者免許の免許換えがあった場合、変更登録申請は必要ですか？

A12 必要です。この場合、変更年月日は、変更前欄、変更後欄ともに同じ日（免許日）を
記載してください。

Q13 変更登録申請書は窓口で記載できますか？

A13 窓口にも申請書の用意はありますが、原則、作成してからお持ちください。様式は、
本手引きにあります。

Q14 変更登録申請書は項番11～14まで、全ての欄を記入しなければいけませんか？

A14 変更がある事項の欄を記入してください。

Q15 埼玉県登録の宅地建物取引士ですが、東京都に引っ越しました。この場合、住所変更の手続きはどこにしたらよいですか？

A15 資格登録をしている埼玉県あて手続きを行ってください。住所を変更しても登録は埼玉県のまま変わりません。

Q16 何回か住所、本籍が変わっていますが、変更登録申請を忘れていました。最新の住所や本籍に変更する場合、過去にさかのぼって全ての変更について、申請しないとイケませんか？

A16 本来は変更ごとに変更登録申請すべきですが、途中経過について中間省略を希望する場合は、省略することができます。その際は、変更登録申請書の余白に「中間省略」と記入し、変更前欄は現在登録している住所や本籍、変更後欄は最新の住所や本籍、変更年月日は最新の住所、本籍に変更となった日を記入してください。過去の変更履歴を全て登録する場合は、変更ごとに変更登録申請書を作成し（複数枚になります。）、全ての変更内容を証明する住民票抄本、戸籍抄本等を添付し、申請してください。

Q17 住民票以外の住所を登録することはできますか？

A17 宅建士の登録は、必ず最新の住所を登録する必要がありますが、住所とあわせて居所登録を行うことができます。その場合、必要書類は通常の住所変更の申請に準じます。（住民票に代えて公共料金の領収書や居所住所あての郵便物等のコピー2種類添付してください。）た、変更登録申請書の余白に「居所登録」と記載してください。有効期間内の宅地建物取引士証を持っている場合、書換え交付（裏面に居所を裏書き）します。

3 登録移転

Q18 都道府県境をまたいで住所が変わった場合、登録移転申請しなければなりませんか？

A18 登録移転申請は任意です。また、登録移転は、移転先として希望する都道府県内に

所在する宅地建物取引業者の事務所で、宅地建物取引業に従事し又は従事しようとする場合に申請できます。住所所在地であるだけでは、その都道府県に登録移転することはできません。なお、住所変更があった場合、宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請(P8)は、必ず行う必要があります。

Q19 埼玉県登録の宅地建物取引士で、住所は埼玉県内ですが、東京都内にある宅地建物取引業者の事務所で宅建業に従事しています。東京都への登録移転を申請できますか？

A19 申請できます。登録移転は、移転先として希望する都道府県内に所在する宅地建物取引業者の事務所で、宅地建物取引業に従事し又は従事しようとする場合に申請できます。

4 宅地建物取引士証の更新について

Q20 宅地建物取引士証の更新手続きはいつからできますか？

A20 宅建士証の更新には、埼玉県指定の法定講習の受講が必要です。講習は、有効期間満了日の6か月前から受講することができます。講習申込み時に、宅建士証交付申請書類を講習実施団体に提出してください。宅建士証は、講習受講後、実施団体を介して交付されます。宅建士証受領に係る詳細は、講習実施団体(P16 参照)にご確認ください。

Q21 宅地建物取引士証の有効期間満了日が迫っています。更新は間に合いますか？

A21 有効期間満了日までに法定講習を受けることができれば更新できます。すぐに法定講習実施団体(P16)に連絡してください。すでに定員となっている場合は受講できませんので、有効期間内の更新はできません。専任の宅地建物取引士の方は、特に有効期間満了日に注意してください。なお、有効期間満了となった場合でも、宅建士としての登録は引き続き有効であるため、法定講習を受講すれば、新たに宅建士証の交付を受けることができます。

Q22 以前、宅地建物取引士証の交付を受けましたが、宅建業に従事していなかったため、更新しないまま、有効期限が切れています。また宅建士証の交付を受けることはできますか？

A 2 2 宅建士証の有効期限が満了してしまった場合でも、宅建士としての登録は引き続き有効です。法定講習を受講すれば、新たな宅建士証の交付を受けることができます。

5 宅地建物取引士証の返納について

Q23 有効期間が満了した宅建士証はどうすればよいですか？

A 2 3 有効期間が満了した宅建士証は、返納する必要があります。「返納します」という旨のメモを添えて、建築安全課宅建業免許担当あて送付してください。

Q24 有効期間内の宅建士証を持っていますが、使っていません。返納できますか？

A 2 4 有効期間内の宅建士証は返納できません。有効期間満了後に返納してください。

なお、宅建士証が有効期間内であっても、登録削除申請(p22)をすれば宅建士証を返納できます。ただし、この場合、登録そのものがなくなってしまうため、再度宅建士証の交付を希望する場合には、登録申請からやり直す必要があります。

申請書類の記入例

書類作成の際は、次ページ以降の記載例を参考に記入してください。

目次

登録申請書記入例	34～35
実務経験証明書記入例・作成方法	36～37
宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書記入例	38～39
宅地建物取引士証書換え交付申請書記入例	40～42
登録移転申請書記入例	43
宅地建物取引士証交付申請書記入例	44
宅地建物取引士死亡等届出書記入例	45

登録申請書記入例

様式第五号(第十四条の三関係)

登録申請書

(第一面)

申請日を記入

顔写真貼付

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

令和元年 7月12日
埼玉県知事

郵便番号 (330 - 9301)

申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏名 武蔵野 和子

宅建士証に旧姓併記を希望する場合、『現姓[旧姓] 名前』で記入。
※次ページをご確認ください。

受付番号

※ 記入不要

受付年月日

※ 記入不要

登録番号

11 - 記入不要 -

元号(大正:T 昭和:S 平成:H)を記入

姓と名の間は1マス空け、濁点等も1字とし、1マス1字で記入

項番 ◎申請者に関する事項

11

フリガナ	ムサシノ	カズコ																		
氏名	武蔵野	和子																		
生年月日	S	-	5	5	年	0	5	月	0	5	日	性別	2	1.男	2.女					
郵便番号	3	3	0	-	9	3	0	1												
住所市区町村コード	1	1	1	0	7	4	埼玉	都道府県	さいたま	市市区	浦和	区町村								
住所	高砂	3	-	1	5	-	1													
電話番号	0	4	8	-	8	3	0	-	5	4	9	2								
本籍市区町村コード	1	1	1	0	7	4	埼玉	都道府県	さいたま	市市区	浦和	区町村								
本籍	高砂	三丁目	1	5	番地															

県・市・区等該当する箇所に○を記入

区町村名以下を住民票どおりに記入
(丁目、番地はハイフンで記入)

身分証明書どおりに記入
(丁目、番地は省略しない)

※実務経験2年以上の場合、実務経験証明書から転記(登録実務講習修了者は記入不要)

◎実務経験に関する事項

12

免許証番号	1	1	(5)	6	2	3	1	1	5	商号・名称	有限会社	サイタマ	不動産												
職務内容	不動産	賃貸	仲介							期間	H	2	6	0	4	0	1	~	H	2	8	0	3	3	1
免許証番号	1	1	(9)	5	6	7	8	9	0	商号・名称	株式会社	ウラワ	不動産												
職務内容	分譲	住宅	販売							期間	H	2	9	0	4	0	1	~	H	3	0	0	7	1	0
免許証番号	()									商号・名称															
職務内容										期間															
合計																									

免許権者のコードを記入(埼玉:11 千葉:12 東京:13 神奈川:14 国土交通大臣:00)

宅地建物取引業に従事していたことがわかる内容で記入(経理・総務・不動産管理等は、実務経験に該当しません。)

合計欄は、30日に満たない日数は切り捨てて「年・月間」に記入

元号(平成:H 令和:R)を記入

※登録実務講習修了者の場合、修了証から転記(実務経験証明書を提出する場合は記入不要)

◎国土交通大臣の認定に関する事項

13

認定コード 1 認定年月日 R - 0 1 年 0 6 月 2 0 日

実務講習修了者のみ「1」を記入

登録実務講習修了証に記載されている修了年月日を記入

◎試験に関する事項

14

合格証書番号 1 7 1 1 9 9 9 9 合格年月日 H - 2 9 年 1 1 月 2 9 日

合格証書どおりに記入

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

※申請日現在で宅建業に従事していない場合、記入不要

15

商号又は名称 株式会社ウラワノ不動産
免許証番号 1 1 (9) 5 6 7 8 9 0

申請者に連絡する必要があるため、余白に日中連絡がとれる電話番号(会社・携帯電話等)を記入

免許権者のコードを記入(埼玉:11 千葉:12 東京:13 神奈川:14 国土交通大臣:00)

携帯 000-0000-0000

旧姓を併記する場合

※旧姓併記で申請するには、添付書類の住民票旧氏欄に旧姓が記載されている必要があります。（住民票に旧姓を記載するには、事前に住所地の市区町村役場で手続きが必要です。）

登録申請書

(第一面)

申請日を記入

顔写真貼付

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

令和3年 1月12日
埼玉県 知事

郵便番号 (330 - 9301)

申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

『現姓[旧姓] 名前』を記入

氏名 武蔵野[埼玉] 和子

受付番号

※ 記入不要

受付年月日

※ 記入不要

登録番号

1 1 - 記入不要 -

項番 ◎申請者に関する事項

11	フリガナ	ムサシノ	[サイタマ]	カス	コ							
	氏名	武蔵野	[埼玉]	和子								
	生年月日	S	—	5 5	年	0 5	月	0 5	日	性別	2	1.男 2.女
	郵便番号	3 3 0	—	9 3 0 1								

実務経験証明書記入例・作成方法(次ページもご確認ください)

【正しい記入例】

様式第五号の二(第十四条の三関係)

実務経験証明書

在職期間中の免許証番号、商号又は名称を記入。
免許変更(免許替え、商号変更等)があった場合は、**変更ごとに区別して記入**

実務経験先が廃業している場合や申請者が実務経験先の役員である場合は、他業者が証明してください。
証明する業者は、①在職期間中に免許があり、かつ②現在も免許がある業者に限ります。

「証明者」欄の免許番号と()内の回号は、**最新の内容**を記入

		(フリガナ)	ムサシノ カズコ
		被証明者氏名	武蔵野 和子
実務経験先及び在職期間		証明者	
免許証番号	埼玉県知事(5)623115号	免許証番号	国土交通大臣(5)第623115号
商号又は名称	有限会社 サイタマ不動産	商号又は名称	有限会社 サイタマ不動産
職務内容	不動産賃貸仲介	代表者氏名	取締役 埼玉 太郎
従業者証明書番号	第140417号		
在職期間	平成 26年 4月 1日から		
	平成 28年 3月31日まで		
2年 0月間			
免許証番号	埼玉県知事(9)567890号	免許証番号	国土交通大臣(9)第567890号
商号又は名称	株式会社 ウラワノ不動産	商号又は名称	株式会社 ウラワノ不動産
職務内容	分譲住宅販売	代表者氏名	代表取締役 高砂 一男
従業者証明書番号	第170438号		
在職期間	平成 29年 4月 1日から		
	平成 30年 7月10日まで		
1年 3月間			
在職期間合計		3年 3月間	

在職中の従業者証明書番号を記入
例:2017年4月に雇用された場合
17 04 38
西暦下2けた 雇用月 従業者の通し番号(重複不可)

宅地建物取引業に従事していたことがわかる内容で記入
例:「不動産売買」、「不動産賃貸借仲介」、「分譲住宅販売」
(経理・総務・不動産管理等は宅建業の実務経験に該当しません。)

実務経験先に在職中の場合は、在職開始日から登録申請日前日までの期間を記入してください。
・空欄がある場合、受付できません。
・未来の期間(登録申請日以降の期間)の実務経験を証明することはできません。

必ずお読みください

合計欄は、30日に満たない日数は切り捨てて「年・月間」に記入

備考

- 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者(法人であるときは、その役員)であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

実務経験証明書

(ア) 宅建業の実務経験が2年以上ある方のみ必要です。(登録実務講習修了者は不要)

(イ) 実務経験とは

免許を受けた宅建業者の下で勤務した経験をいい、顧客への説明、物件の調査等、具体的な取引に関するものでなくてはなりません。受付、秘書、いわゆる総務、人事、経理、財務等の一般管理部門など、顧客と直接接点がない部門に所属した期間及び、単に補助的な事務に従事した期間については算入しません。

(ウ) 職務内容の記入について

○ 職務内容と認められる例	不動産売買、不動産売買仲介、不動産賃貸仲介など
× 職務内容と認められない例	不動産賃貸業、駐車場賃貸、不動産管理など また、具体的な取引に結びつかないような土地有効活用企画提案なども、職務内容とは認められません。
△ 職務内容として不十分な例	営業、受付(接客)、事務、役職名(代表取締役等)など 宅地建物取引業に従事していたかどうかかわからない記載では受け付けられません。

(エ) 注意事項 **※必ずお読みください。**

- 1 原本証明付きの従業者名簿の写しを添付してください。(電子申請の場合は郵送してください。)
 - ・実務経験の証明期間と対応するもの(事務所毎に必要です。)
 - ・実務経験先の宅地建物取引業者が保管しているものです。(様式第八号の二)
 - ・「原本の内容に相違ありません。」と記載し、証明日、会社名、代表者名、代表者印 で証明してください。
- 2 登録通知後、実務経験証明書の内容が事実と相違することが判明した場合は、登録消除処分となります。この場合、故意に虚偽の証明を行った宅地建物取引業者は、監督処分を受けることになります。
- 3 証明者
 - (a) 実務経験先の宅地建物取引業者等が証明してください。
 - (b) 申請者が宅地建物取引業者(法人であるときは、その役員)である場合は、自らの証明は認められません。他の宅地建物取引業者が証明してください。
- 4 免許番号
 - (a) 「実務経験先及び在職期間」中の免許番号は、証明する在職期間における免許番号を記載してください。
 - (b) 免許変更(免許換え、商号変更等)があった場合は、変更ごとに区別して記載してください。
 - (c) 「証明者」中の免許番号は、最新の免許番号を記載してください。
 - (d) 法人が証明する場合は、代表者氏名欄に代表者の職名も記載してください。
- 6 訂正した場合
 - (a) 訂正箇所代表者印の訂正印を押印してください。
- 7 従業者証明書番号
つけ方にルールがあります。誤りのないようにしてください。

【誤りの例】

「不動産売買」「不動産賃貸仲介」「分譲住宅販売」等の実務の内容を、「営業」と記入した誤り

実務経験期間中に免許がない業者が証明した誤り。他社証明の場合は、①在職期間中に免許があり、かつ②現在も免許がある業者が証明してください。

免許換えた場合をまとめて記入した誤り

登録申請者のフリガナ、氏名の記入もれ

免許証番号	埼玉県知事(5)623115号	被証明者氏名	(フリガナ) 被証明者氏名
商号又は名称	有限会社 サイタマ不動産	免許証番号	国土交通大臣 (1) 第998888号 埼玉県知事
職務内容	営業	商号又は名称	株式会社 カントウノ不動産
従業者証明書番号	第00021号	代表者氏名	取締役 関東 花子
在職期間	平成 26年 4月 1日から (空欄) 年 月 日まで (空欄) 年 月 日間		

番号誤り

記入誤り
空欄は不可。必ず記入(申請日の前日まで可)

宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書記入例

様式第七号(第十四条の七関係)

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

宅建士証に旧姓併記を希望する場合、申請者氏名と変更後氏名欄は、『現姓[旧姓]名前』で記入。
※次ページをご確認ください。

令和元年7月12日

申請者 氏名 武蔵野 和子
生年月日 S55年5月5日

申請日を記入

氏名変更の場合は、変更後の氏名を記入

受付番号 ※ 記入不要

受付年月日 ※ 記入不要

申請時の登録番号 11-119254

記入不要

変更のあった項番のみ記入してください。

「11」が、埼玉登録を表します。

宅地建物取引士証に記載の登録番号を記入

◎申請者に関する事項(氏名)

元号(令和:R 平成:H)を記入

事由発生日を記入

項番 11

変更年月日	R	01	年	06	月	21	日
変更後	フリガナ	ムサシノ	カズコ	コ			
	氏名	武蔵野	和子				
変更前	フリガナ	サイタマ	カズコ				
	氏名	埼玉	和子				

姓と名の間は1マス空欄
濁点等も1字とし、1マスに1字記入

12

(住所)

変更年月日	R	01	年	06	月	25	日
変更後	郵便番号	330	-	9301			
	住所市区町村コード	111074	埼玉	都道府(県)	さいたま	市郡区	浦和
	住所	高砂3-1501					
変更前	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21					

住民票に記載された転入日を記入

区町村名以下を住民票どおりに記入
(丁目、番地はハイフンで記入)

13

(本籍)

変更年月日	R	01	年	06	月	21	日
変更後	本籍市区町村コード	111074	埼玉	都道府(県)	さいたま	市郡区	浦和
	本籍	高砂三丁目15番地					
変更前	本籍	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番地					

戸籍抄本に記載された転籍日、婚姻日等を記入

丁目、番地は省略せず
戸籍抄本どおりに記入

14

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

変更年月日	R	01	年	06	月	26	日
変更後	商号又は名称	有限会社	サイタマ不動産				
	免許証番号	11(5)	623115				
変更前	商号又は名称	株式会社	ウラワノ不動産				
	免許証番号	国土交通大臣 埼玉県 知事 (9) 第 567890 号					

従事を始めた日(入社日等)を記入

宅建業者の免許証番号を右づめで記入
左端の2マスは免許権者コードを記入

従事しなくなった日(退社日等)を記入

入社のみ(退社のみ)等の変更の場合は、変更前欄(変更後欄)は空欄としてください。
出向、商号変更、廃業、免許換え等の場合も本申請を行ってください。

旧姓併記に変更する場合

様式第七号(第十四条の七関係)

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

『**現姓 [旧姓] 名前**』を記入

埼玉県知事殿

令和 2 年 10 月 1 日

申請者 氏名 武蔵野 [埼玉] 和子

生年月日 S55 年 5 月 5 日

受付番号
※ 記入不要

受付年月日
※ 記入不要

申請時の登録番号
1 1 - 1 1 9 2 5 4 - □

項番 11
◎申請者に関する事項
(氏名)

変更年月日	R	—	0 2	年	1 0	月	0 1	日												
変更後	フリガナ	ム	サ	シ	ノ	[サイ	タ	マ]	カ	ズ	コ							
	氏名	武	蔵	野	[埼	玉]	和	子										
変更前	フリガナ	ム	サ	シ	ノ		カ	ズ	コ											
	氏名	武	蔵	野			和	子												

申請日を記入

『**現姓 名前**』を記入

旧姓併記をやめる場合

様式第七号(第十四条の七関係)

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

『**現姓 名前**』を記入

埼玉県知事殿

令和 3 年 10 月 1 日

申請者 氏名 武蔵野 和子

生年月日 S55 年 5 月 5 日

受付番号
※ 記入不要

受付年月日
※ 記入不要

申請時の登録番号
1 1 - 1 1 9 2 5 4 - □

項番 11
◎申請者に関する事項
(氏名)

変更年月日	R	—	0 3	年	1 0	月	0 1	日					
変更後	フリガナ	ム	サ	シ	ノ		カ	ズ	コ				
	氏名	武	蔵	野			和	子					
変更前	フリガナ	ム	サ	シ	ノ	[サイ	タ	マ]	カ	ズ	コ
	氏名	武	蔵	野	[埼	玉]	和	子			

申請日を記入

『**現姓 [旧姓] 名前**』を記入

宅地建物取引士証書換え交付申請書記入例

様式第七号の四（第十四条の十三関係）

(A4)

3 6 0

宅地建物取引士証書換え交付申請書

申請日を記入

令和2年10月1日

埼玉県知事 殿

宅建士証最下段から転記

申請者 発行番号 第001109999号

変更後の内容を記入

郵便番号 (330 - 9301)

住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏 名 武蔵野 和子

電話番号 (048) 830 - 5492

受付番号

※ 記入不要

受付年月日

※ 記入不要

申請時の登録番号

1 1 1 1 9 2 5 4

受講年月日

※ 記入不要

変更後の内容を記入

宅建士証中段から転記

変更前の内容を記入

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法第13条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

宅建士証の下から
2段目を転記

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	ムサシノ カズコ 武蔵野 和子	サイタマ カズコ 埼玉 和子	令和元年6月10日
住 所	さいたま市浦和区 高砂3-15-1	さいたま市浦和区 高砂3-14-21	令和元年6月10日

確認欄

※

注：※の欄は記入不要です。

旧姓を併記する場合

宅地建物取引士証書換え交付申請書

申請日を記入

令和2年10月1日

埼玉県知事 殿

申請者 発行番号 第001109999号

『現姓 [旧姓] 名前』を記入

郵便番号 (330 - 9301)

住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏 名 武蔵野 [埼玉] 和子

電話番号 (048) 830 - 5492

受付番号

※ 記入不要

受付年月日

※ 記入不要

申請時の登録番号

11-119254

受講年月日

※ 記入不要

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

『現姓 名前』を記入

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	ムサンノ [サイタマ] カズコ 武蔵野 [埼玉] 和子	ムサンノ カズコ 武蔵野 和子	令和元年6月10日
住 所			

宅建士証の下から2段目を転記

確認欄

※

注：※の欄は記入不要です。

旧姓併記をやめる場合

宅地建物取引士証書換え交付申請書

申請日を記入

令和3年10月1日

埼玉県知事 殿

申請者 発行番号 第001109999号

『現姓 名前』を記入

郵便番号 (330 - 9301)

住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏 名 武蔵野 和子

電話番号 (048) 830 - 5492

受付番号

※ 記入不要

受付年月日

※ 記入不要

申請時の登録番号

11-119254

受講年月日

※ 記入不要

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

『現姓 [旧姓] 名前』を記入

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	ムサシノ カズコ 武蔵野 和子	ムサシノ [サイタマ] カズコ 武蔵野 [埼玉] 和子	令和2年10月10日
住 所			

宅建士証の下から2段目を転記

確認欄

※

注：※の欄は記入不要です。

登録移転申請書記入例

【千葉県登録の宅地建物取引士が埼玉県に転入する場合】

様式第六号の二(第十四条の五関係)

登録移転申請書

登録移転先の証紙等を貼付
※あらかじめ登録移転先の都道府県に確認が必要

宅地建物取引業法第19条第2項の規定により、登録の移転を申請します。

顔写真
貼付

埼玉県知事 殿

令和元年 7月12日

申請日を記入

登録移転先の都道府県を記入

郵便番号 (330 - 9301)

申請者 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏名 埼玉 太郎

免許権者のコードを記入
(埼玉:11 千葉:12 東京:13 神奈川:14)

移転前の都道府県知事
事の受付番号

※記入不要

移転前の都道府県知事
の受付年月日

※記入不要

宅地建物取引士証の中段に記載

移転前の登録番号

1 2 - 9 8 7 6 5 4 -

移転後の都
道府県知事

1 1

移転後の都道府県知事
事の受付番号

※記入不要

移転後の都道府県知事
の受付年月日

※記入不要

移転後の登録番号

※ - 記入不要 -

元号(明治:M 大正:T 昭和:S 平成:H)を記入

旧姓を登録している方は、氏名を
「現姓[旧姓] 名前」で記入。

項番 ◎申請者に関する事項

11

フリガナ	サイタマ タロウ												
氏名	埼玉 太郎												
生年月日	S	-	33	年	3	月	3	日	性別	1	1.男 2.女		
郵便番号	3	3	0	-	9	3	0	1					
住所市区町村コード	1	1	1	0	7	4	埼玉	都道府県	さいたま	市	浦和	区	町村
住所	高砂3-15-1												
電話番号	0	4	8	-	8	3	0	-	5	4	9	2	
本籍市区町村コード	1	1	1	0	7	4	埼玉	都道府県	さいたま	市	浦和	区	町村
本籍	高砂三丁目15番地												

県・市・区等該当する箇所を「○」を記入

12

◎移転前に関する事項

移転前の都道府県知事	1 2	移転の理由	埼玉県で宅建業に従事しているため
------------	-----	-------	------------------

◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ウラウラ不動産										
免許証番号	1	1	(9)	5	6	7	8	9	0		

免許権者のコードを記入(例 埼玉:11 千葉:12 東京:13 神奈川:14 国土交通大臣:00)

○○○-○○○○-○○○○

申請者に連絡する場合があるため、余白に日中連絡がとれる電話番号(携帯電話・会社等)を記入

宅地建物取引士証交付申請書記入例

登録申請書類と同時提出 又は 登録済みで合格1年以内の場合

3 5 0

宅地建物取引士証 交付申請書

証 紙 欄
(消印してはならない)

下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

令和2年 11月 1日

顔写真貼付

埼玉県 知事

旧姓併記で登録（申請）した場合は、
『現姓 [旧姓] 名前』で記入。
(例：武蔵野 [埼玉] 和子)

郵便番号 (3 3 0 - 9 3 0 1)

申請者 住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1

氏 名 武蔵野 和子

申請の種類

1

1. 新規
2. 更新
3. 登録の移転

登録済みの場合、登録通知ハガキに記載の登録番号を記入。
登録申請書類と同時に提出する場合は、記入不要。

受付番号

※ 記 入 不 要

受付年月日

※ 記 入 不 要

申請時の登録番号

1 1 - 1 1 9 2 5 4

受講年月日

※ 記 入 不 要

記入不要

住 所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1 電話番号 (0 4 8) 8 3 0 - 5 4 9 2	
(フリガナ) 氏 名	ムサシノ カズコ 武蔵野 和子	
生年月日	昭和55年 5月 5日	
業務に従事している 宅地建物取引業 者に関する事項	商号又は名称	株式会社ウラワノ不動産
	免許証番号	埼玉県知事 (9) 第 5 6 7 8 9 0 号
新規の場合	試験の合格後1年を経 過しているか否かの別	1年を経過して (いる ・ <u>いない</u>)
更新又は登録 の移転の場合	現に有する宅地建物 取引士証の有効期限	年 月 日
この者は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用 する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。 年 月 日		
※	講習実施者	印

記入不要

確認欄

※

注：※の欄は記入不要です。

宅地建物取引士死亡等届出書記入例

【記入例：事由8に該当する場合】

様式第七号の二（第十四条の七の二関係）

宅地建物取引士死亡等届出書

記入不要

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

令和元年 8月 8日

埼玉県知事

届出者 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-1
氏名 浦和 一郎

受付番号

※ 記 入 不 要

受付年月日

※ 記 入 不 要

届出時の登録番号

11-012345

宅地建物取引士証の中段から転記

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係	1. 相続人 2. <input checked="" type="radio"/> 本人 3. 法定代理人 4. 同居の親族		
届出の理由	1. 死亡		
	2. 法第18条第1項第1号	成年者と同一の行為能力を有さない未成年者	
	3. 法第18条第1項第2号	破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者	
	4. 法第18条第1項第3号	不正免許取消処分	
	5. 法第18条第1項第4号	不正免許取消処分日までの廃業	
	6. 法第18条第1項第5号	不正免許取消処分日までの合併・解散	
	7. 法第18条第1項第6号	禁錮以上の刑が確定し、5年を経過しない者(執行猶予期間中含む)	
	8. 法第18条第1項第7号	宅建業法等(傷害・暴行等)違反で罰金刑が確定し、5年を経過しない者	
	9. 法第18条第1項第8号	暴力団員等	
	10. 法第18条第1項第12号	心身の故障により宅建士の事務を適正に行うことができない者	
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名	浦和 一郎	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 2.女
生 年 月 日	昭和 43年 4月 12日		
登 録 年 月 日	平成 12年 6月 10日		
本 籍	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番地		
住 所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-1		
業務に従事する(又はしていた)宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	浦和土地建物株式会社	
	免許証番号	国土交通大臣 埼玉県 知事 (9) 第987654号	
届出事由の生じた日	令和元年 7月 15日		

都道府県知事免許の場合は、「国土交通大臣」の表記を二重線で抹消

届出事由の生じた日については、下記のとおりです。

死亡	…死亡した日
破産手続き開始決定を受け復権を得ない者	…破産手続き開始決定した日
不正免許取消	…不正免許取消処分を受けた日
不正免許取消処分日までの廃業等	…廃業等する日
禁錮以上の刑	…刑が確定した日
宅建業法等違反による罰金	…罰金刑が確定した日
暴力団員等	…暴力団員等に該当した日
心身の故障により宅建士事務が行えない者	…医師の診断日

市区町村コード・免許権者コード表

埼玉県、東京都以外の市区町村コードは、
総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>)
内の『都道府県コード及び市区町村コード』をご確認ください。

■表1 埼玉県の市区町村コード

コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名
	さいたま市	112143	春日部市	112381	蓮田市	113638	長瀨町
111015	さいたま市西区	112151	狭山市	112399	坂戸市	113654	小鹿野町
111023	さいたま市北区	112160	羽生市	112402	幸手市	113697	東秩父村
111031	さいたま市大宮区	112178	鴻巣市	112411	鶴ヶ島市	113816	美里町
111040	さいたま市見沼区	112186	深谷市	112429	日高市	113832	神川町
111058	さいたま市中央区	112194	上尾市	112437	吉川市	113859	上里町
111066	さいたま市桜区	112216	草加市	112453	ふじみ野市	114081	寄居町
111074	さいたま市浦和区	112224	越谷市	112461	白岡市	114421	宮代町
111082	さいたま市南区	112232	蕨市	113018	伊奈町	114642	杉戸町
111091	さいたま市緑区	112241	戸田市	113247	三芳町	114651	松伏町
111104	さいたま市岩槻区	112259	入間市	113263	毛呂山町		
112011	川越市	112275	朝霞市	113271	越生町		
112020	熊谷市	112283	志木市	113417	滑川町		
112038	川口市	112291	和光市	113425	嵐山町		
112062	行田市	112305	新座市	113433	小川町		
112071	秩父市	112313	桶川市	113468	川島町		
112089	所沢市	112321	久喜市	113476	吉見町		
112097	飯能市	112330	北本市	113484	鳩山町		
112101	加須市	112348	八潮市	113492	ときがわ町		
112119	本庄市	112356	富士見市	113611	横瀬町		
112127	東松山市	112372	三郷市	113620	皆野町		

■表2 東京都の市区町村コード

コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名
131016	千代田区	131172	北区	132101	小金井市	132292	西東京市
131024	中央区	131181	荒川区	132110	小平市	133035	瑞穂町
131032	港区	131199	板橋区	132128	日野市	133051	日の出町
131041	新宿区	131202	練馬区	132136	東村山市	133078	檜原村
131059	文京区	131211	足立区	132144	国分寺市	133086	奥多摩町
131067	台東区	131229	葛飾区	132152	国立市	133612	大島町
131075	墨田区	131237	江戸川区	132187	福生市	133621	利島村
131083	江東区	132012	八王子市	132195	狛江市	133639	新島村
131091	品川区	132021	立川市	132209	東大和市	133647	神津島村
131105	目黒区	132039	武蔵野市	132217	清瀬市	133817	三宅村
131113	大田区	132047	三鷹市	132225	東久留米市	133825	御蔵島村
131121	世田谷区	132055	青梅市	132233	武蔵村山市	134015	八丈町
131130	渋谷区	132063	府中市	132241	多摩市	134023	青ヶ島村
131148	中野区	132071	昭島市	132250	稲城市	134210	小笠原村
131156	杉並区	132080	調布市	132276	羽村市		
131164	豊島区	132098	町田市	132284	あきる野市		

■表3 免許権者コード

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事	99	国土交通大臣届出

様式集

次ページ以降に各申請書等の様式があります。

登録申請書(様式第五号).....	48~49
誓約書(様式第六号).....	50
実務経験証明書(様式第五号の二).....	51
営業許可証明書(県_様式第3号).....	52
宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第七号).....	53
宅地建物取引士証書換え交付申請書(様式第七号の四).....	54
登録移転申請書(様式第六号の二).....	55
在職証明書.....	56
宅地建物取引証交付申請書(様式第七号の二の二).....	57
宅地建物取引士に対する講習会受講承認申請書(県_様式第6号).....	58
宅地建物取引士証再交付申請書(様式第七号の五).....	59
宅地建物取引士証紛失届出書(県_様式第7号).....	60
宅地建物取引士死亡等届出書(様式第七号の二).....	61
宅地建物取引士資格登録消除申請書(県_様式第5号).....	62
宅地建物取引士資格試験合格証明交付申請書(県_様式第4号).....	63

(第二面)

証 紙 欄

(消印してはならない)

注：埼玉県収入証紙37000円分を貼付けてください。

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号までに該当しない者
であることを誓約します。

令和 年 月 日

氏 名

埼 玉 県 知 事 殿

実務経験証明書

		(フリガナ) 被証明者氏名	
実務経験先及び在職期間		証 明 者	
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 ()第 号 知事
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間	代表者氏名	
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 ()第 号 知事
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間	代表者氏名	
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 ()第 号 知事
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間	代表者氏名	
	在職期間計	年 月 月間	

備考

- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときは、その役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

営業許可証明書

1 未成年者の住所・氏名・生年月日

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

2 営業の種類

宅地建物取引業

上記未成年が営業することを許可したことを証明します。

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

法定代理人 住所

氏名

住所

氏名

宅地建物取引士証書換え交付申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事 殿

申請者 発行番号

郵便番号 (—)

住 所

氏 名

電話番号 () —

受付番号

※							
---	--	--	--	--	--	--	--

受付年月日

※							
---	--	--	--	--	--	--	--

申請時の登録番号

1	1								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

受講年月日

※							
---	--	--	--	--	--	--	--

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名			
住 所			

確認欄

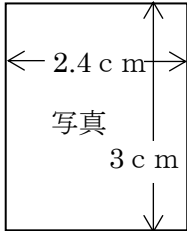
※

注：※の欄は記入不要です。

登録移転申請書

証 紙 欄

(消印してはならない)



宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。

令和 年 月 日

知事 殿

郵便番号 ()

申請者 住 所

氏 名

移転前の都道府県知事
の受付番号

※

移転前の都道府県知事
の受付年月日

※

移転前の登録番号

移転後の都
道府県知事

移転後の都道府県知事
の受付番号

※

移転後の都道府県知事
の受付年月日

※

移転後の登録番号

※

項番 ◎申請者に関する事項

11

フリガナ											
氏 名											
生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	性別	<input type="text"/>	1. 男	2. 女	
郵便番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>					
住所市区町村コード	<input type="text"/>	都道府県 _____ 市 郡 区 _____ 区 町 村									
住 所											
電話番号											
本籍市区町村コード	<input type="text"/>	都道府県 _____ 市 郡 区 _____ 区 町 村									
本 籍											

確認欄

◎移転に関する事項

12

移転前の都道府県知事	<input type="text"/>	移転の理由	<input type="text"/>
------------	----------------------	-------	----------------------

※

◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称											
免許証番号	<input type="text"/>	()	<input type="text"/>								

確認欄

※

在 職 証 明 書

下記の者は、当社に在籍し、宅建業に従事していることを証明します。

記

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

住 所

従事している
所属部署名

従事している
事務所所在地

年 月 日

所 在 地

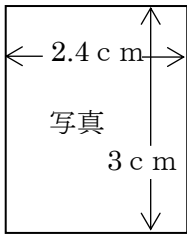
商号又は名称

免許証番号 () 第 号

代表者氏名

宅地建物取引士証 交付申請書

証 紙 欄
(消印してはならない)



下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

令和 年 月 日

埼玉県 知事 殿

郵便番号 ()

申請者 住 所

氏 名

申請の種類

- 1.新規
- 2.更新
- 3.登録の移転

受付番号

※

受付年月日

※

申請時の登録番号

受講年月日

※

住 所	電話番号 () -	
(フリガナ) 氏 名		
生 年 月 日	年	月 日
業務に従事している宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	
	免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事
新規の場合	試験の合格後1年を経過しているか否かの別	1年を経過して (いる ・ いない)
更新又は登録の移転の場合	現に有する宅地建物取引士証の有効期限	年 月 日

この者は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。

年 月 日

講習実施者

印

認欄欄

※

注：※の欄は記入不要です。

宅地建物取引士に対する講習会受講承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県都市整備部建築安全課長

申請者 住 所

氏 名

宅地建物取引業法第22条の2第2項（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による講習会について、下記のとおり承認願います。

記

1 氏名	
2 生年月日	年 月 日
3 住所	
4 連絡先（電話番号）	— — 自宅・勤務先
5 登録番号	（埼玉）第 号
6 講習会受講予定団体 及 び 受講予定日	年 月 日
7 6で受講する理由	

宅地建物取引士証再交付申請書

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 殿

郵便番号（ — ）
 申請者 住 所

 氏 名

 電話番号（ ） —

受付番号	受付年月日	申請時の登録番号
※	※	1 1 — —
受講年月日		
※		

宅地建物取引業法施行規則第14条の15の規定により、下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を申請します。

住 所	
（フリガナ） 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
再交付を申請する理由	1. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損 5. その他の事由

確認欄

※

注：※の欄は記入不要です。

宅地建物取引士証紛失届出書

令和 年 月 日

埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名

登録番号 （埼玉）第 号

下記のとおり宅地建物取引士証を 亡失 滅失 しました。
なお、亡失した宅地建物取引士証を発見したときは、速やかに返納します。

記

- 1 亡失等年月日 年 月 日
- 2 亡失等場所
- 3 亡失等理由
- 4 警察への届出の有無 有 ・ 無

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

埼玉県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

受付番号

受付年月日

届出時の登録番号

※							
---	--	--	--	--	--	--	--

※							
---	--	--	--	--	--	--	--

1	1						
---	---	--	--	--	--	--	--

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係		1. 相続人 2. 本人 3. 法定代理人 4. 同居の親族		
届 出 の 理 由		1. 死亡 2. 法第18条第1項第1号 3. 法第18条第1項第2号 4. 法第18条第1項第3号 5. 法第18条第1項第4号 6. 法第18条第1項第5号 7. 法第18条第1項第6号 8. 法第18条第1項第7号 9. 法第18条第1項第8号 10. 法第18条第1項第12号		
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名			性 別	1. 男 2. 女
生 年 月 日		年 月 日		
登 録 年 月 日		年 月 日		
本 籍				
住 所				
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称			
	免許証番号	国土交通大臣 知事（ ）第 号		
届 出 事 由 の 生 じ た 日		年 月 日		

宅地建物取引士資格登録消除申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事

申請者 住 所

氏 名

宅地建物取引業法第22条第1号の規定により下記の事項について登録の消除を申請します。

記

登 録 番 号 (埼玉) 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

宅地建物取引士氏名

宅地建物取引士資格試験合格証明交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県都市整備部建築安全課長

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号（ ） ー

下記のとおり、宅地建物取引業法第16条第1項の規定による宅地建物取引士資格試験に合格したことを証明願います。

記

合格証番号	第 号
合格年月日	年 月 日



上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

埼玉県都市整備部建築安全課長 印